

那覇市公報

第 1 5 1 8 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

告 示

○個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課）	1078
○個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課）	1080
○個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課）	1082
○個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課）	1084
○平成22年（2010年）1月那覇市議会臨時会の招集について（総務課）	1086
○個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課）	1086
○平成21年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算（第2号） （市街地整備課）	1101
○平成22年（2010年）1月那覇市議会臨時会に付議する事件の 追加告示について（総務課）	1102
○平成20年度那覇市一般会計歳入歳出決算書（財政課）	1103
○平成20年度那覇市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書 （区画整理課）	1118
○平成20年度那覇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書 （国保長寿医療課・特定健診課）	1125
○平成20年度那覇市老人保健特別会計歳入歳出決算（国保長寿医療課）	1131
○平成20年度那覇市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算書 （市街地整備課）	1135
○平成20年度那覇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算書 （ちゃーがんじゅう課）	1139
○平成20年度那覇市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書 （国保長寿医療課）	1145

○平成21年度那覇市一般会計補正予算(第4号)(財政課)	1148
○平成21年度那覇市一般会計補正予算(第5号)(財政課)	1151
○平成21年度那覇市病院事業債管理特別会計予算(財政課)	1153
○平成21年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算(第2号) (ちゃーがんじゅう課)	1154
○平成21年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号) (区画整理課)	1154

公 告

○住民票の職権消除の公示について(市民課)	1156
○平成22年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札 参加資格者追加登録申請受付について(管財課)	1156
○平成22年度那覇市役所仮庁舎等及び新都心銘苅庁舎の管理に関する 各種業務委託指名競争入札参加資格者申請受付について(管財課)	1157
○u-0kinawa プラットフォーム構築業務委託業者選定に係る公募型企画提案 募集の実施について(情報政策課)	1159

議 会 告 示

○条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与について(議事管理課) ..	1160
---------------------------------------	------

上下水道局告示

○那覇市排水設備指定工事店の取消しについて(給排水設備課)	1160
○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について(給排水設備課)	1161
○平成20年度那覇市水道事業会計決算報告書(企画経営課)	1162
○平成20年度那覇市下水道事業会計決算報告書(企画経営課)	1170

教育委員会規則

- 那覇市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則（生涯学習部総務課）・1178
- 那覇市立体育施設の開放に関する規則（生涯学習部総務課）……………1180
- 那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を
改正する規則（生涯学習部総務課）……………1185

農業委員会告示

- 農地法第3条第2項第5号で定める別段の面積の基準について……………1186

告 示

那覇市告示第 1 3 4 号

平成 2 1 年 1 2 月 1 5 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

第 10 号様式

個人情報目的外利用等届出書

平成 2 1 年 1 2 月 1 0 日

那覇市長 翁長雄志 様

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松本 親
(公 印 省 略)

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出します。

届 出 担 当 課	那覇市水道局 総務課 電 話：941-7801(207)
業 務 の 名 称	給水契約等に関する業務
利用等の区分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成 21年12月10日
提供する個人情報 の 内 容	○住 所：沖縄県那覇市松山 [REDACTED] [REDACTED] 上記に関する下記について 1 契約者名義 2 契約者住所、生年月日 3 契約年月日 4 連絡先電話番号 5 料金支払方法（金融機関名、口座番号、口座名義人） 6 その他参考事項
目的外利用等 をする理由	捜査事項（請求根拠：刑事訴訟法第197条第2項）
新たな利用課 又は提供先	沖縄県警察本部刑事部暴力団対策課 司法警察員 警視 平良 明一
所 管 課	那覇市上下水道局 料金課業務係 電話 098-941-7804（内）243

那覇市告示第 1 3 5 号

平成 2 1 年 1 2 月 1 7 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

第 10 号様式

個人情報目的外利用等届出書

平成21年12月11日

那覇市長 翁長雄志 様

那覇市上下水道事業管理者
 上下水道局長 松本 親
 （公 印 省 略）

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出します。

届 出 担 当 課	那覇市水道局 総務課 電 話：941-7801（207）
業 務 の 名 称	給水契約等に関する業務
利用等の区分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成21年12月11日
提供する個人情報 の 内 容	○住 所：那覇市おもろまち [REDACTED] ○氏 名： [REDACTED] 上記に関すること1～3について 1 振替口座、送付先 2 開始年月日 3 水道使用量、請求金額
目的外利用等 を する 理 由	調査事項（請求根拠：所得税法第235条）
新たな利用課 又 は 提 供 先	沖縄国税事務所長
所 管 課	那覇市上下水道局 料金課業務係 電話 098-941-7804（内）243

那覇市告示第 1 3 6 号

平成 2 1 年 1 2 月 1 8 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志



第10号様式 (第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成21年12月14日

那覇市長 様

実施機関 消防長 宮 平



那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	那覇市消防本部 救急課 電話867-1199
業 務 の 名 称	救急搬送者名簿 186 件
利 用 等 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利 用 又 は 提 供 す る 年 月 日	平成21年 12月 14日
目 的 外 利 用 等 を す る 個 人 情 報 の 内 容	平成21年10月1日から、同年11月30日に覚知した 救急活動記録のうち、75歳未満の傷病者で、事故種別が 交通事故、労働災害、加害、自損によるもの 2、搬送年月日 2、氏名 3、生年月日 5、発生場所 6、収容医療機関 7、受傷形態
目 的 外 利 用 等 を す る 理 由	那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定によ る（実施機関が職務執行上特に必要があり、あらかじめ 審議会の意見を聞いた場合） 平成18年3月29日審議会承認事項 第1号
新たな利用課又は提供先	那覇市国保長寿医療課
所 管 部 課	那覇市消防本部 救急課 電話 867-1199 (内) 6711313

那覇市告示第 1 3 7 号

平成 2 1 年 1 2 月 2 1 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

第 10 号様式

個人情報目的外利用等届出書

平成 2 1 年 1 2 月 1 7 日

那覇市長 翁長雄志 様

那覇市上下水道事業管理者
 上下水道局長 松本 親
 （公 印 省 略）

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出します。

届 出 担 当 課	那覇市水道局 総務課 電 話：9 4 1－7 8 0 1（2 0 7）
業 務 の 名 称	給水契約等に関する業務
利用等の区分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成 2 1 年 1 2 月 1 7 日
提供する個人情報 の 内 容	○住 所：沖縄県那覇市若狹  ○契約者：    上記に関する下記について 1 契約年月日 2 契約者の住所、氏名、生年月日、連絡先等 3 使用量 4 料金の支払い方法、請求先 5 料金滞納の有無 6 契約廃止年月日 7 その他参考事項
目的外利用等 を する 理 由	捜査事項（請求根拠：刑事訴訟法第197条第2項）
新たな利用課 又 は 提 供 先	沖縄県警察本部刑事部暴力団対策課 司法警察員 警視 平良 明一
所 管 課	那覇市上下水道局 料金課業務係 電話 0 9 8－9 4 1－7 8 0 4（内）2 4 3

那覇市告示第140号

平成21年12月28日

掲 示 済

平成22年（2010年）1月那覇市議会臨時会の招集について

平成22年（2010年）1月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 招集の日 平成22年1月12日（火）
- 2 招集の場所 那覇市議会議場
- 3 付議事件名
 - （1）那覇市無防備平和の街づくり条例制定について
 - （2）専決処分の報告について（車両物損事故）

那覇市告示第141号

平成22年1月6日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

第10号様式 (第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成21年9月10日

那覇市長 様

 実施機関 地方独立行政法人那覇市立病院
 理事長 與儀實津夫


那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます

届 出 担 当 課	那覇市立病院 医事課 電話884-5111 内294
業 務 の 名 称	診療業務
利 用 等 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成21年9月10日
目 的 外 利 用 等 を する 個 人 情 報 の 内 容	1) XPMRI,CT等 (初診日及び最終撮影分) 2) 診療録 (初診から2週間)
目 的 外 利 用 等 を する 理 由	条例第9条第1項第2号に該当 (労働者災害保障保険法 第49条第1項)
新たな利用課又は提供先	那覇労働基準監督署
所 管 部 課	地方独立行政法人那覇市立病院 医事課 電話 884-5111 (内) 294

第10号様式（第19条関係）

個人情報目的外利用等届出書

平成21年9月 14 日

那覇市長 様

実施機関 地方独立行政法人那覇市立病院
理事長 奥儀實津夫



那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	那覇市立病院 医事課 電話884-5111 内294
業 務 の 名 称	診療業務
利 用 等 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成21年9月14日
目 的 外 利 用 等 を する 個 人 情 報 の 内 容	1 傷病名、症状 2 主治医 3 その他参考事項
目 的 外 利 用 等 を する 理 由	条例第9条第1項第2号に該当（刑事訴訟法第197条第2項）
新たな利用課又は提供先	那覇警察署
所 管 部 課	地方独立行政法人那覇市立病院 医事課 電話 884-5111 （内）294

第10号様式（第19条関係）

個人情報目的外利用等届出書

平成21年9月14日

那覇市長 様

実施機関 独立行政法人那覇市立病院
理事長 奥儀寛津夫

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	那覇市立病院 医事課 電話884-5111 内294
業 務 の 名 称	診療業務
利 用 等 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利 用 又 は 提 供 す る 年 月 日	平成21年9月14日
目 的 外 利 用 等 を す る 個 人 情 報 の 内 容	患者氏名、性別、生年月日、現住所、診断名、進行度、 悪性新生物の既往、初診年月日、症状初発年月日、 診断（疑診）年月日、入院の有無、診断方法、治療方法、 現在の状態、紹介した医療機関名、受診動態等 273件
目 的 外 利 用 等 を す る 理 由	条例第9条第1項第5号に該当（審議会の意見）
新たな利用課又は提供先	沖縄県知事
所 管 部 課	独立行政法人那覇市立病院 医事課 電話 884-5111 (内) 294

第10号様式 (第19条関係)

個 人 情 報 目 的 外 利 用 等 届 出 書

平成21年9月29日

那覇市長 様

実施機関 地方独立行政法人那覇市立病院
理事長 奥儀實



那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	那覇市立病院 医事課 電話884-5111 内294
業 務 の 名 称	診療業務
利 用 等 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利 用 又 は 提 供 す る 年 月 日	平成21年9月29日
目 的 外 利 用 等 を する 個 人 情 報 の 内 容	1 通院日、入院期間 2 最終受診日 3 病名 4 症状及び今後の経過 5 処方薬の有無（あればその名称） 6 その他参考事項
目 的 外 利 用 等 を する 理 由	条例第9条第1項第2号に該当（刑事訴訟法第197条第2項）
新たな利用課又は提供先	那覇警察署
所 管 部 課	地方独立行政法人那覇市立病院 医事課 電話 884-5111 (内) 294

第10号様式（第19条関係）

個人情報目的外利用等届出書

平成21年10月 8 日

那覇市長 様

実施機関 地方独立行政法人那覇市立病院
理事長 與義實津夫



那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	那覇市立病院 医事課 電話884-5111 内294
業 務 の 名 称	診療業務
利 用 等 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成21年10月 8 日
目 的 外 利 用 等 を する 個 人 情 報 の 内 容	①患者氏名 ②傷病名 ③加療期間又は見込み期間 ④治愈後における機能障害あるいは外貌の著しい変化の有無及びその概要 ⑤転院の場合 ⑥その他参考事項
目 的 外 利 用 等 を する 理 由	条例第9条第1項第2号に該当（刑事訴訟法第197条第2項）
新たな利用課又は提供先	那覇区検察庁
所 管 部 課	地方独立行政法人那覇市立病院 医事課 電話 884-5111 (内) 294

第10号様式（第19条関係）

個人情報目的外利用等届出書

平成21年10月 8 日

那覇市長 様

実施機関 地方独立行政法人那覇市立病院
理事長 奥儀實津夫



那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	那覇市立病院 医事課 電話884-5111 内294
業 務 の 名 称	診療業務
利 用 等 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成21年10月 8 日
目 的 外 利 用 等 を する 個 人 情 報 の 内 容	1 入院期間 2 利用した病室
目 的 外 利 用 等 を する 理 由	条例第9条第1項第2号に該当（刑事訴訟法第197条第2項）
新たな利用課又は提供先	那覇警察署
所 管 部 課	地方独立行政法人那覇市立病院 医事課 電話 884-5111 (内) 294

第10号様式（第19条関係）

個人情報目的外利用等届出書

平成21年10月 8 日

那覇市長 様

 実施機関 地方独立行政法人那覇市立病院
 理事長 與儀實津夫


那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	那覇市立病院 医事課 電話884-5111 内294
業 務 の 名 称	診療業務
利 用 等 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成21年10月 8 日
目 的 外 利 用 等 を する 個 人 情 報 の 内 容	①診断受傷名 ②治療内容及び完治までの見込み
目 的 外 利 用 等 を する 理 由	条例第9条第1項第2号に該当（海難審判法27条）
新たな利用課又は提供先	門司地方海難審判所那覇支所
所 管 部 課	地方独立行政法人那覇市立病院 医事課 電話 884-5111 (内) 294

第10号様式（第19条関係）

個人情報目的外利用等届出書

平成21年10月8日

那覇市長 様

実施機関 地方独立行政法人那覇市立病院

理事長 奥儀實津夫



那覇市個人情報保護条例第9条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	那覇市立病院 医事課 電話884-5111 内294
業 務 の 名 称	診療業務
利 用 等 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利 用 又 は 提 供 す る 年 月 日	平成21年10月8日
目 的 外 利 用 等 を す る 個 人 情 報 の 内 容	①病名及び病状 ②入通院歴状況（平成17年1月から現在までの間） ③次回来院日（時間及び受診科） ④本人の住居、連絡先、保証人（住所、連絡先）、職場（職業）等同人の所在発見の手掛かりとなる事項
目 的 外 利 用 等 を す る 理 由	条例第9条第1項第2号に該当（刑事訴訟法第197条第2項）
新 た な 利 用 課 又 は 提 供 先	那覇地方検察庁
所 管 部 課	地方独立行政法人那覇市立病院 医事課 電話 884-5111 (内) 294

第10号様式（第19条関係）

個人情報目的外利用等届出書

平成21年10月21日

那覇市長 様

実施機関 地方独立行政法人那覇市立病院
理事長 奥儀實津夫



那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	那覇市立病院 医事課 電話884-5111 内294
業 務 の 名 称	診療業務
利 用 等 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利 用 又 は 提 供 す る 年 月 日	平成21年10月21日
目 的 外 利 用 等 を す る 個 人 情 報 の 内 容	1 検査用血液を採取した時間および経緯等 2 検査用血液採取に関して救急搬送の患者には必ず実施するの否
目 的 外 利 用 等 を す る 理 由	条例第9条第1項第2号に該当（刑事訴訟法第197条第2項）
新たな利用課又は提供先	那覇警察署
所 管 部 課	地方独立行政法人那覇市立病院 医事課 電話 884-5111 (内) 294

第10号様式（第19条関係）

個人情報目的外利用等届出書

平成21年11月13日

那覇市長 様

実施機関 地方独立行政法人那覇市立病院

理事長 奥儀實津夫



那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	那覇市立病院 医事課 電話884-5111 内294
業 務 の 名 称	診療業務
利 用 等 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成21年11月13日
目的外利用等 をする個人情報 の 内 容	①平成19年1月5日に通院時にカルテ、看護記録、画像並び にその他診療に内容及び経緯の書類
目的外利用等 をする 理 由	条例第9条第1項第1号に該当 (民事訴訟法第226条)
新たな利用課又は提供先	釧路地方裁判所北見支所
所 管 部 課	地方独立行政法人那覇市立病院 医事課 電話 884-5111 (内) 294

第10号様式（第19条関係）

個人情報目的外利用等届出書

平成21年11月17 日

那覇市長 様

実施機関 地方独立行政法人那覇市立病院法人
理事長 奥儀實津夫

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	那覇市立病院 医事課 電話884-5111 内294
業 務 の 名 称	診療業務
利 用 等 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利 用 又 は 提 供 す る 年 月 日	平成21年11月17 日
目 的 外 利 用 等 を す る 個 人 情 報 の 内 容	1 救急搬送の有無 2 救命措置記録（時間及び措置状況、死亡確認時間含）
目 的 外 利 用 等 を す る 理 由	条例第9条第1項第2号に該当（刑事訴訟法第197条第2項）
新たな利用課又は提供先	那覇警察署
所 管 部 課	地方独立行政法人那覇市立病院 医事課 電話 884-5111 (内) 294

第10号様式（第19条関係）

個人情報目的外利用等届出書

平成21年11月17日

那覇市長 様

実施機関 地方独立行政法人那覇市立病院
理事長 奥儀實津夫



那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	那覇市立病院 医事課 電話884-5111 内294
業 務 の 名 称	診療業務
利 用 等 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利 用 又 は 提 供 す る 年 月 日	平成21年11月17日
目 的 外 利 用 等 を す る 個 人 情 報 の 内 容	①初診年月日及び最終受診年月日 ②通院状況 ③入院の有無、あればその期間 ④病名及び病状等 ⑤投薬があればその種類と効用 ⑥その他参考事項
目 的 外 利 用 等 を す る 理 由	条例第9条第1項第2号に該当（刑事訴訟法第197条第2項）
新 た な 利 用 課 又 は 提 供 先	豊見城警察署
所 管 部 課	地方独立行政法人那覇市立病院 医事課 電話 884-5111 (内) 294

第10号様式（第19条関係）

個人情報目的外利用等届出書

平成21年11月 20 日

那覇市長 様

実施機関 地方独立行政法人那覇市立病院
理事長 奥儀實津夫

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	那覇市立病院 医事課 電話884-5111 内294
業 務 の 名 称	診療業務
利 用 等 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成21年11月 20 日
目的外利用等 をする個人情 報 の 内 容	①患者氏名 ②傷病名 ③初診日 ④加療期間又は見込み期間 ⑤レントゲン等撮影していれば撮影年月日及びその結果 ⑥治療後における機能障害あるいは外観の著しい変化 の有無及びその概要 ⑦転院の場合 ⑧その他参考事項
目的外利用等 をする理由	条例第9条第1項第2号に該当（刑事訴訟法第197条第2項）
新たな利用課又は提供先	那覇区検察庁
所 管 部 課	地方独立行政法人那覇市立病院 医事課 電話 884-5111 (内) 294

第10号様式（第19条関係）

個人情報目的外利用等届出書

平成21年12月 14 日

那覇市長 様

実施機関 地方独立行政法人那覇市立病院
理事長 與儀實津夫



那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	那覇市立病院 医事課 電話884-5111 内294
業 務 の 名 称	診療業務
利 用 等 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成21年12月 14 日
目 的 外 利 用 等 を する 個 人 情 報 の 内 容	1 救急搬送された当時の状態 2 怪我の程度 3 入院期間 4 退院（転院）時における状態 5 その他参考事項
目 的 外 利 用 等 を する 理 由	条例第9条第1項第2号に該当（刑事訴訟法第197条第2項）
新たな利用課又は提供先	那覇警察署
所 管 部 課	地方独立行政法人那覇市立病院 医事課 電話 884-5111 (内) 294

那覇市告示第142号

平成22年1月7日

掲 示 済

平成21年（2009年）12月那覇市議会定例会で議決された平成21年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算（第2号）の要領は、次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成21年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算（第2号）

平成21年度那覇市の市街地再開発事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		985,936	80,086	1,066,022
	1 国庫補助金	985,936	80,086	1,066,022
歳 入 合 計		1,378,151	80,086	1,458,237

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 都市再開発事業費		1,355,047	80,086	1,435,133
	1 都市再開発事業費	1,355,047	80,086	1,435,133
歳 出 合 計		1,378,151	80,086	1,458,237

那覇市告示第143号

平成22年1月12日

掲 示 済

平成22年（2010年）1月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について

平成22年（2010年）1月那覇市議会臨時会の付議事件に次の事件を追加する。

那覇市長 翁 長 雄 志

付議事件名

委員会への付託陳情

読売巨人軍那覇キャンプの宿泊施設について

那覇市告示第146号

平成22年1月15日

平成21年（2009年）12月那覇市議会定例会で認定された平成20年度那覇市一般会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成20年度 那覇市一般会計歳入歳出決算書

歳 入	款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 選 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1 市税			39,415,514,000	43,228,919,059	39,619,581,114	213,652,811	3,461,260,808	△204,067,114
		1 市民税	17,297,104,000	18,727,091,299	17,467,860,439	77,984,008	1,240,851,632	△170,756,439
		2 固定資産税	18,470,338,000	20,772,331,352	18,502,098,450	126,138,813	2,148,600,783	△31,760,450
		3 軽自動車税	405,470,000	471,205,483	414,189,933	3,821,760	53,458,890	△8,719,933
		4 市たばこ税	2,497,881,000	2,480,958,025	2,475,219,795	5,708,230	0	22,631,205
		5 鉱産税	1,000	0	0	0	0	1,000
2 地方譲与税		6 特別土地保有税	3,000	0	0	0	0	3,000
		7 入湯税	21,941,000	21,210,300	21,210,300	0	0	730,700
		8 事業所税	722,776,000	756,122,600	738,972,197	0	18,349,503	△16,196,197
		1 自動車重量譲与税	771,435,000	788,552,982	788,552,982	0	0	△17,117,982
		2 地方道路譲与税	457,950,000	459,452,000	459,452,000	0	0	△1,502,000
		3 特別とん譲与税	149,467,000	147,641,000	147,641,000	0	0	1,826,000
3 利子割交付金		4 航空機燃料譲与税	8,041,000	9,290,982	9,290,982	0	0	△1,249,982
			155,977,000	172,169,000	172,169,000	0	0	△16,192,000
		1 利子割交付金	119,277,000	113,267,000	113,267,000	0	0	6,010,000
			119,277,000	113,267,000	113,267,000	0	0	6,010,000
		1 配当割交付金	23,038,000	22,432,000	22,432,000	0	0	606,000
			23,038,000	22,432,000	22,432,000	0	0	606,000
5 株式等譲渡所得割交付金			15,709,000	10,276,000	10,276,000	0	0	5,433,000
		1 株式等譲渡所得割交付金	15,709,000	10,276,000	10,276,000	0	0	5,433,000
6 地方消費税交付金			2,695,777,000	2,695,482,000	2,695,482,000	0	0	295,000
		1 地方消費税交付金	2,695,777,000	2,695,482,000	2,695,482,000	0	0	295,000

歳 入		項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 額 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額 収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較	
7 自動車取得税交付金			204,181,000	202,711,000	202,711,000	0	0 1,470,000	
8 国有提供施設等所在市町村助成交付金		1 自動車取得税交付金	204,181,000	202,711,000	202,711,000	0	0 1,470,000	
		1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	307,749,000	307,749,000	307,749,000	0	0 0	
9 地方特例交付金			307,749,000	307,749,000	307,749,000	0	0 0	
		1 地方特例交付金	428,165,000	428,165,000	428,165,000	0	0 0	
		2 特別交付金	257,225,000	257,225,000	257,225,000	0	0 0	
		3 地方税等減収補てん臨時交付金	163,788,000	163,788,000	163,788,000	0	0 0	
10 地方交付税			7,152,000	7,152,000	7,152,000	0	0 0	
11 交通安全対策特別交付金			11,193,387,000	11,291,867,000	11,291,867,000	0	0 △98,480,000	
		1 地方交付税	11,193,387,000	11,291,867,000	11,291,867,000	0	0 △98,480,000	
12 分担金及び負担金			50,000,000	51,759,000	51,759,000	0	0 △1,759,000	
		1 交通安全対策特別交付金	50,000,000	51,759,000	51,759,000	0	0 △1,759,000	
		1 分担金	2,145,653,000	2,214,236,972	2,137,918,211	10,992,470	65,326,291	7,734,789
		2 負担金	1,000	0	0	0	0	1,000
13 使用料及び手数料			2,145,652,000	2,214,236,972	2,137,918,211	10,992,470	65,326,291 7,733,789	
		1 使用料	2,620,525,000	2,915,748,562	2,663,434,581	15,372,543	236,941,438	△42,909,581
14 国庫支出金		2 手数料	2,037,525,000	2,333,205,643	2,081,053,640	15,372,543	236,779,460	△43,528,640
			583,000,000	582,542,919	582,380,941	0	161,978	619,059
		1 国庫負担金	33,747,633,210	32,439,264,960	31,213,875,468	0	1,225,389,492	2,533,757,742
		2 国庫補助金	16,680,193,000	16,370,578,224	16,360,825,224	0	9,753,000	319,367,776
		3 委託金	16,961,264,210	15,955,446,727	14,739,810,235	0	1,215,636,492	2,221,453,975
			106,176,000	113,240,009	113,240,009	0	0 △7,064,009	

歳 入		(単位:円)					
款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額 還 付 未 済 額	不 納 欠 担 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
15 県支出金		6,120,642,000	6,016,227,198	6,016,227,198	0	0	104,414,802
	1 県負担金	4,632,923,000	4,574,799,945	4,574,799,945	0	0	58,123,055
	2 県補助金	873,388,000	827,650,220	827,650,220	0	0	45,737,780
	3 委託金	614,331,000	613,777,033	613,777,033	0	0	553,967
16 財産収入		446,576,000	463,135,912	449,290,045	2,870,674	10,975,193	△2,714,045
	1 財産運用収入	292,019,000	306,189,942	292,344,075	2,870,674	10,975,193	△325,075
	2 財産売却収入	154,557,000	156,945,970	156,945,970	0	0	△2,388,970
17 寄附金		26,346,000	27,430,784	27,430,784	0	0	△1,084,784
	1 寄附金	26,346,000	27,430,784	27,430,784	0	0	△1,084,784
18 繰入金		4,245,400,000	4,220,720,415	4,220,720,415	0	0	24,679,585
	1 特別会計繰入金	154,995,000	154,992,072	154,992,072	0	0	2,928
	2 基金繰入金	4,090,404,000	4,065,728,343	4,065,728,343	0	0	24,675,657
	3 基金借入金	1,000	0	0	0	0	1,000
19 繰越金		1,919,771,556	1,919,771,940	1,919,771,940	0	0	△384
20 諸収入	1 繰越金	1,919,771,556	1,919,771,940	1,919,771,940	0	0	△384
		6,184,350,000	7,610,124,663	6,371,440,926 47,610	58,190,890	1,180,540,457	△187,090,926
	1 延滞金加算金及び過料	100,639,000	117,831,700	117,831,700	0	0	△17,192,700
	2 市預金利息	3,797,000	4,106,476	4,106,476	0	0	△309,476
	3 貸付金元利収入	5,023,042,000	5,930,302,209	5,049,389,209	0	880,913,000	△26,347,209
	4 受託事業収入	145,382,000	128,547,305	128,547,305	0	0	16,834,695
	5 雑入	911,490,000	1,429,336,973	1,071,566,236 47,610	58,190,890	299,627,457	△160,076,236
21 市債		14,890,530,000	13,200,430,000	13,200,430,000	0	0	1,690,100,000

(単位：円)

歳 入	款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
		1 市債	14,890,530,000	13,200,430,000	13,200,430,000	0	0	1,690,100,000
歳 入		合 計	127,571,658,766	130,168,271,447	123,752,381,664 65,623,284	301,079,388	6,180,433,679	3,819,277,102

歳 出	款	項	(単位：円)				予 算 現 額 と 支 出 額	予 算 現 額 と 支 出 額 と の 比 較
			予 算 現 額	支 出 額	繰 越 額	不 用 額		
1	議会費		719,577,000	704,876,667	0	14,700,333	14,700,333	
	1	議会費	719,577,000	704,876,667	0	14,700,333	14,700,333	
2	総務費		20,225,953,220	19,970,616,296	30,526,000	224,810,924	255,336,924	
	1	総務管理費	17,902,170,820	17,677,282,429	30,526,000	194,362,391	224,888,391	
	2	徴税費	1,167,441,000	1,151,668,049	0	15,772,951	15,772,951	
	3	戸籍住民基本台帳費	845,039,000	835,305,973	0	9,733,027	9,733,027	
	4	選挙費	176,013,646	174,817,392	0	1,196,254	1,196,254	
	5	統計調査費	40,640,200	39,365,202	0	1,274,998	1,274,998	
	6	監査委員費	94,648,554	92,177,251	0	2,471,303	2,471,303	
3	民生費		43,219,207,294	42,668,876,651	17,585,000	532,745,643	550,330,643	
	1	社会福祉費	14,679,412,000	14,298,317,940	17,585,000	363,509,060	381,094,060	
	2	児童福祉費	13,884,845,000	13,723,513,581	0	161,331,419	161,331,419	
	3	生活保護費	14,654,949,294	14,647,045,130	0	7,904,164	7,904,164	
	4	災害救助費	1,000	0	0	1,000	1,000	
4	衛生費		8,030,688,000	7,785,852,334	68,464,000	176,371,666	244,835,666	
	1	保健衛生費	4,305,233,000	4,192,213,548	49,900,000	63,119,452	113,019,452	
	2	清掃費	3,725,455,000	3,593,638,786	18,564,000	113,252,214	131,816,214	
5	労働費		66,898,210	63,579,371	0	3,318,839	3,318,839	
	1	労働諸費	66,898,210	63,579,371	0	3,318,839	3,318,839	
6	農林水産業費		89,365,000	88,102,214	0	1,262,786	1,262,786	
	1	農業費	44,637,000	43,669,904	0	967,096	967,096	
	2	林業費	120,000	120,000	0	0	0	

歳 出		(単位：円)				
款	項	予 算 現 額 支 出	出 済 額	翌 年 度 繰 越 額 不	用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
7 商工費	3 水産業費	44,608,000	44,312,310	0	295,690	295,690
		5,935,876,000	719,631,608	5,206,903,000	9,341,392	5,216,244,392
	1 商工費	5,935,876,000	719,631,608	5,206,903,000	9,341,392	5,216,244,392
8 土木費		17,864,316,640	15,019,719,301	2,764,132,664	80,464,675	2,844,597,339
	1 土木管理費	318,738,000	308,138,701	0	10,599,299	10,599,299
	2 道路橋りょう費	1,224,079,132	1,082,237,466	124,889,922	16,951,744	141,841,666
	3 河川水路費	199,796,037	198,156,762	0	1,639,275	1,639,275
9 消防費	4 港湾費	703,208,000	702,918,567	0	289,433	289,433
	5 都市計画費	9,596,076,471	8,421,506,031	1,146,525,742	28,044,698	1,174,570,440
	6 住宅費	5,822,419,000	4,306,761,774	1,492,717,000	22,940,226	1,515,657,226
		2,593,995,000	2,547,807,913	24,393,000	21,794,087	46,187,087
10 教育費	1 消防費	2,593,995,000	2,547,807,913	24,393,000	21,794,087	46,187,087
		15,777,589,126	14,341,167,302	1,249,356,270	187,065,554	1,436,421,824
	1 教育総務費	1,816,173,000	1,800,274,035	0	15,898,965	15,898,965
	2 小学校費	2,498,631,000	2,247,389,396	233,108,180	18,133,424	251,241,604
	3 中学校費	3,358,397,000	2,650,360,055	643,914,550	64,122,395	708,036,945
	4 幼稚園費	1,215,833,000	1,087,160,597	94,642,540	34,029,863	128,672,403
	5 社会教育費	2,011,559,126	1,982,411,076	0	29,148,050	29,148,050
	6 保健体育費	4,876,996,000	4,573,572,143	277,691,000	25,732,857	303,423,857
11 災害復旧費		4,000	0	0	4,000	4,000
	1 農林水産施設災害復旧費	1,000	0	0	1,000	1,000
	2 公共土木施設災害復旧費	2,000	0	0	2,000	2,000

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

（ 一般会計 ）

区 分		金 額
1	予 算 現 額	127,571,658,766 円
2	歳 入 総 額	123,752,381,664
3	歳 出 総 額	116,923,314,545
4	歳 入 歳 出 差 引 額	6,829,067,119
5	翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額 0
		(2) 繰越明許費繰越額 5,537,437,107
		(3) 事故繰越し繰越額 24,272,250
		計 5,561,709,357
6	各 会 計 別 内 訳	(1) 残高(翌年度へ繰越) 1,267,357,762
		(2) 不足額(翌年度から繰上充用) 0

那覇市監査委員より提出された、平成 20 年度（2008 年度）那覇市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金の運用状況審査意見書の概要

審査意見

審査に付された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類は、法令に準拠して作成されており、計数に誤りはないものと認めた。

予算の執行状況については、おおむね適正になされているものと認めた。

平成 20 年度の歳入歳出決算は、一般会計で予算現額 1,275 億 7,165 万 8,766 円に対し、歳入決算額は 1,237 億 5,238 万 1,664 円、歳出決算額は 1,169 億 2,331 万 4,545 円で、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支額は 68 億 2,906 万 7,119 円、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は 12 億 6,735 万 7,762 円の黒字であるが、前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額は 2 億 7,235 万 622 円の赤字となっている。

次に、土地区画整理事業特別会計など 6 特別会計の決算を合計額で見ると、歳入決算額は 615 億 6,461 万 49 円、歳出決算額は 625 億 8,784 万 2,830 円で、形式収支額が 10 億 2,323 万 2,781 円、実質収支額も 11 億 5,526 万 310 円の赤字となっており、その主な要因は、国民健康保険事業の赤字によるものであるが赤字額が 13 億 8,185 万 3,853 円と前年度に比べ 10 億 2,676 万 3,960 円増加している。赤字額の急増は、退職者医療制度の廃止に伴う保険給付費の増加や後期高齢者医療制度の創設による保険税及び基盤安定繰入金の減少など、平成 20 年度に改正された国の医療制度改革の影響によるものである。

国民健康保険事業特別会計の赤字額の増加は、引き続き予想されるので未収金を含めた収納率の向上と医療給付の適正化等を行い、財政の負担要因とならぬよう努める必要がある。

平成 20 年度普通会計の決算状況からみると、財政構造の弾力性を判断するための指標である経常収支比率は 92.4%で、前年度と比較して 0.1 ポイント増加している。その要因としては、人件費が 0.5 ポイント減少したものの、扶助費で 0.2 ポイント、公債費で 0.3 ポイント、物件費で 0.1 ポイント増加したことによるものである。

なお、財政の圧迫度を示す指標である公債費比率は前年度と同じ 15.4%で変化していない。

本市の財政状況は、歳入については固定資産税の課税標準額の見直しや新築、増築により前年度に比較して市税が 8 億 2,558 万円、地方交付税で 2 億 4,883 万円、諸収入が 38 億 7,797 万円増加しているが、財産収入は 71 億 6,965 万円、地方譲与税が 1 億 3,413 万円減少している。また、歳出面では、生活保護費などの扶助費が 10 億 2,847 万 9,733 円、補助費等が 41 億 7,386 万 3,059 円増加している。

繰越事業費の総額については、105 億 512 万円となっており、この主なものは、定額給付金事業等の 52 億 690 万円、土地区画整理事業費 8 億 3,356 万円、街路事業費 5 億 995 万円、住宅建替事業費 14 億 9,271 万円、教育施設整備事業費 9 億 6,806 万円であり、前年度と比べ繰越総額で 58 億 9,175 万円増加している。なお、繰越理由としては、国の補正予算成立時期により繰越となった事業や、関係者と

の調整に日時を要し、適正な工期が設定できなかったこと等であるが、事業の実施に当たっては調整に必要な期間も考慮し、事業の早期完了を目指して計画的に執行するよう努められたい。

今後の財政運営においては、多額の市債残高（1,278億4,237万円）を抱え、自主財源である市税は、厳しい経済環境のなかで大幅な増収は見込めない状況にある。

一方で教育関連施設の整備、市営住宅の建設や再開発事業など、今後も財政需要は暫時増大するものと考えられるので効率的な行政システムを確立し、限られた財源を効果的、効率的に配分して健全な財政運営に努められるよう留意されたい。

なお、次のことに適切な措置を執られるよう要望する。

1 歳入について

（1）市営住宅使用料未収金の収納率向上について（市営住宅室）

現年度の市営住宅使用料の収納率は、前年度と比較して0.7ポイント改善がみられ、未収金が減少していることは評価できる。

しかし、未収金は2億2,321万8千円であり、収納体制を確立し、なお一層の収納率向上に努められたい。

市営住宅使用料の徴収推移

（単位：千円）

項目	現年度分			滞納繰越分			収納率(%)		
	調停額	収入額	未収金	調停額	収入額	未収金	現年度	滞納繰越分	合計
平成20年度	1,388,428	1,340,509	47,918	235,615	62,703	175,300	96.55	26.61	86.40
平成19年度	1,413,006	1,354,310	58,696	261,209	77,434	179,020	95.85	29.64	85.52

（2）市税の収入未済額対策について（納税課）

市税の収入未済額は34億6,126万808円で、前年度の33億4,489万2,498円と比較して、1億1,636万8,310円（3.4%）増加している。収入未済額のうち、現年課税分は12億788万1,790円、滞納繰越分は22億5,337万9,018円で、依然として滞納繰越分が多額である。

市税は、市財政の根幹をなすものであり、税負担の公平性の観点からも、徴収体制の強化など実効性のある対策を積極的に推進して、収入未済額の解消と発生防止に努められたい。

市税の収入状況

（単位：円、％）

区分	年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
現年度分	平成 20 年度	39,926,030,481	38,779,133,966	2,998,986	1,207,881,790	97.1
	平成 19 年度	38,915,579,363	37,898,871,345	2,567,557	1,110,811,191	97.4
	比較	1,010,451,118	880,262,621	431,429	97,070,599	△0.3
滞納繰越分	平成 20 年度	3,302,888,578	840,447,148	210,653,825	2,253,379,018	25.4
	平成 19 年度	3,348,872,792	895,124,578	222,598,398	2,234,081,307	26.7
	比較	△45,984,214	△54,677,430	△11,944,573	19,297,711	△1.3
合計	平成 20 年度	43,228,919,059	39,619,581,114	213,652,811	3,461,260,808	91.7
	平成 19 年度	42,264,452,155	38,793,995,923	225,165,955	3,344,892,498	91.8
	比較	964,466,904	825,585,191	△11,513,144	116,368,310	△0.1

（3）歳入予算の補正について（人事課）

地公災負担金の戻し入金収入増と退職手当負担金（企業負担分）の収入減については、実績が確定する2月に補正予算として計上すべきであったが、事務処理から漏れていたとのことである。地方自治法第218条第1項（補正予算、暫定予算等）及び那覇市予算決算規則第10条第1項（予算の補正）に基づく適正な事務処理となるよう組織的なチェック体制の確保に留意されたい。

（4）土地貸付収入の未収金について（管財課）

土地貸付収入の未収金は、一般貸付分425万5,615円で前年度と比較して179万7,144円減少している。また、滞納繰越分の未収額は671万9,578円で前年度と比較して273万5,246円減少している。尚、不納欠損額287万674円については、時効援用の申し出があった3件となっている。

未収金の合計額は1,097万5,193円となっており、年度の経過により収納が困難になってくることから、更なる工夫と那覇市市有地賃料滞納整理要領に基づく督促状の送付・催告などの徹底、法的措置の実施など引き続き収納強化に努められたい。

（5）予算の計上について（消防本部）

消防団員の退職者に支給される退職報償金とそれに伴う消防団員等公務災害補償等共済基金収入については、条例改正により定年制が導入されたにもかかわらず定年退職者についても当初予算に計上せず流用等により予算執行している。定年退職者の有無については容易に把握できることから今後は、那覇市予算決算規則に基づき当初から適正な予算計上に留意されたい。

(6) ふるさとづくり寄附金について（企画調整課）

平成 20 年度から始まったふるさとづくり寄附金は、予算現額が 698 万 3,000 円に対して 809 万 2,917 円収入されているが、今後とも市内外の方々に対してふるさとづくり寄附金の趣旨の広報を積極的にすすめ、寄附金の増加に努められたい。

(7) 国民健康保険税の未収金について（国保長寿医療課）

国民健康保険税の未収金は、27 億 5,094 万 7,989 円である。その内訳は現年度分 6 億 4,867 万 5,107 円、滞納繰越金が 21 億 227 万 2,882 円である。

国民健康保険税は、国民健康保険事業特別会計の長期的に安定した財政基盤を築く根幹に係わる財源である。

このため、多額の未収金及び滞納繰越金の発生は、事業運営に重大な影響を及ぼすものである。

収入未済額については、滞納整理の強化など、その解消に向けた努力が見受けられるが、更に、効果的な解消方法を検討し、引き続き収入未済の解消と新たな発生防止に努めるとともに、収納率の向上になお一層努められたい。

国民健康保険税収入状況

(単位：円、%)

区分	年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
現年度分	平成20年度	7,135,372,400	6,515,886,906	637,200	648,675,107	91.3
	平成19年度	8,587,799,800	7,936,397,129	223,900	665,760,979	92.4
	比較	△1,452,427,400	△1,420,510,223	413,300	△17,085,872	△1.1
滞納繰越分	平成20年度	2,770,946,177	198,578,195	471,575,714	2,102,272,882	7.2
	平成19年度	2,790,972,843	194,753,286	477,004,351	2,119,767,406	7.0
	比較	△20,026,666	3,824,909	△5,428,637	△17,494,524	0.2
合計	平成20年度	9,906,318,577	6,714,465,101	472,212,914	2,750,947,989	67.8
	平成19年度	11,378,772,643	8,131,150,415	477,228,251	2,785,528,385	71.5
	比較	△1,472,454,066	△1,416,685,314	△5,015,337	△34,580,396	△3.7

(8) 日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金について（学校教育課）

日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく、学校の管理下で、児童生徒の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）が発生したときに、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の給付）を行う国、学校の設置者及び保護者の三者が負担する「災害共済給付制度」の保護者負担額である。

当該団体への保護者負担については、学校で、入学の際、保護者の同意を得た上で、共済掛金を集め、教育委員会が一括加入の手続きをとり、翌年度からは、共済掛金を納めることで加入は継続されるものである。しかし、共

済掛金（年額）の保護者等負担額の決定に際しては、手続きの透明性や内容等について保護者等への周知が望ましいが不十分である。

今後、保護者等負担額の決定手続きについては早急に事務改善等を行うことを要望する。

（9）高額療養費返還金の未収金について（障がい福祉課）

高額療養費とは医療費が一定の額を超えたときに健康保険（国保、社会保険、長寿医療保険等）から給付される制度である。高額療養費返還金については重度心身障害者医療費等助成事業からの助成金に高額療養費が含まれる場合に、障がい者から市へ返還が発生するものである。

重度心身障害者医療費等助成事業において生じている高額療養費返還金については、現在行われている助成金の給付方法や返還金の回収の仕組みについて、業務の見直しを検討し、未収金が生じないように努められたい。

2 歳出について

（1）団体負担金について（共通）

負担金を交付している交付先団体の運営状況を平成 19 年度決算額でみると、収入に占める支出の割合が低く、収支差額は剰余金として翌年度へ繰り越している。

負担金は交付額の多寡にかかわらず、当該団体の設置目的、事業内容、経費等を十分検証のうえ、引き続き負担金の見直し等を求め、予算の効率的・効果的な執行に努められたい。

平成 19 年度交付先団体決算額の収支比率

（単位：円、％）

交付先団体	負担金交付額	収支比率	主管課
九州市長会	20,000	76.4	総務課
沖縄県公立文化施設協議会	10,000	58.3	文化振興課
パレットくもじ管理組合	12,000	20.5	
沖縄県連合戸籍住民基本台帳事務協議会	159,100	※ 41.8	市民課
沖縄県外国人登録事務協議会	7,600	※ 31.4	
九州地区母子自立支援員協議会	3,500	64.0	子育て応援課
沖縄地区官公署等登記事件処理対策協議会	10,000	13.3	道路建設課
全国街路事業促進協議会	45,000	63.4	
歴史的地区環境整備街路事業推進協議会	40,000	42.7	
那覇空港自動車道建設促進期成会	30,000	72.1	道路管理室
沖縄県道路利用者会議	130,000	73.3	
沖縄国道協会	40,000	54.8	
九州市議会議長会	132,800	62.8	議会事務局

（注）収支比率中、※は平成 20 年度交付先団体決算額の収支比率

（2）複写機の使用料及び消耗品等の供給に関する随意契約について（企画調整課）

複写機の使用料及び消耗品等の供給に関する随意契約（111 万 2,474 円）は、複写機のリース契約をF社と既に契約（指名競争入札）していることから、その機器を使用するため切り離すことができないとの理由により地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を根拠とした随意契約である。

このように必然的に切り離すことができないとの理由から随意契約を行うことになると、複写機のリース契約の指名競争入札によって得られる経済性を損なうこともあり得るので、今後は関連する契約を一括入札に付す等、全体として経済性が確保できるような契約方法に改められたい。

（3）業務委託の契約事務のあり方について（情報政策課）

情報政策課の業務委託契約のほとんどが、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を根拠して随意契約を行っているが、例外的扱いである随意契約を締結される場合には、契約金額の妥当性、契約条件の適正等を確認する必要がある。しかしながら現状は、明細がない見積りや、妥当な単価が必要な日数であったか十分検討されたとはいえないところがある。

提示された契約金額や契約条件を適正なものであるかを見極めるには、職員に高度な知識と経験も必要とされることから、職員の資質向上を図ることも肝要であり職員の研修等必要な措置を取られるよう要望する。さらに、業務内容を精査して競争性の働く契約に移行できないかの視点をもつよう要望する。

（4）構造計算適合判定事業の予算計上のあり方について（建築指導課）

構造計算適合判定事業の業務委託料は、当初予算に3,007万円を計上したが2月定例議会で1,476万円を減額補正したにもかかわらず413万8千円の不用額が生じている。この理由として建築確認・検査の厳格化や構造計算プログラムの大臣認定等の遅れによる確認申請の予想外の業務量の減少をあげているが、予算の計上に当たっては、綿密に状況を把握したうえで見積もるよう努められたい。

（5）特定健診受診率について（特定健診課）

平成20年度から医療保険者に義務付けられた特定健診事業は、初年度目標値を33.0%と設定し、広報紙や自治会説明会等を実施し健診の呼びかけを行ってきた。

しかし受診率22.3%と沖縄県平均（24.0%）を下回る結果となり特定健康診査等事業費の執行率も79.7%となっている。

なお一層受診率向上対策を図り、効果的な予算執行に努められたい。

（6）消耗品費の予算流用について（選挙管理委員会事務局）

消耗品費の予算額200万円に対し、流用金額284万304円となっている。これは消耗品費に不足が生じたためとのことであるが、予算流用については、やむを得ず予算編成後に発生した事情等により、特に行政上の必要が認められる場合や、補正で対応する暇がない場合に限定して運用するものとなって

おり、安易に流用に頼ることなく、予算見積り、執行に万全を期するとともに適正な執行に努められたい。

3 その他

（1）財産の管理について（平和交流・男女参画室）

本市の姉妹都市である日南市との共同事業として 21 世紀に向け「友好市民の森」を建設し、両市の親善交流等に活用することを目的として、平成 7 年度から分収造林設定（国有地 61,276m² 上に）契約を締結している。今後は、肥大成長させるための除伐、間伐及び枝打ち等を実施するため多額の管理費負担が予測されることから、当初目的と財産価値及び収益性を再評価し今後の対策を検討されたい。

那覇市告示第 1 4 7 号

平成 2 2 年 1 月 1 5 日

平成 2 1 年（2 0 0 9 年）1 2 月那覇市議会定例会で認定された平成 2 0 年度那覇市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成20年度 那覇市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入	款	項	予 算 現 額	調 定 額	收 入 済 額 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較	(単位:円)
1 使用料及び手数料			4,000	6,560	6,560	0	0	△2,560	
		1 小禄金城手数料	1,000	0	0	0	0	1,000	
		2 点嘉比古島第一地区手数料	1,000	5,360	5,360	0	0	△4,360	
		3 点嘉比古島第一地区手数料	1,000	480	480	0	0	520	
2 国庫支出金		4 小禄南手数料	1,000	720	720	0	0	280	
			672,123,060	672,123,060	428,226,600	0	243,896,460	243,896,460	
		1 点嘉比古島第一地区補助金	672,123,060	672,123,060	428,226,600	0	243,896,460	243,896,460	
		3 財産収入	176,000	177,382	177,382	0	0	△1,382	
3 財産収入		1 点嘉比古島第一地区財産収入	8,000	8,663	8,663	0	0	△663	
		2 小禄南財産運用収入	34,000	34,223	34,223	0	0	△223	
		3 点嘉比古島第一地区財産収入	134,000	134,181	134,181	0	0	△181	
		4 点嘉比古島第一地区財産収入	0	94	94	0	0	△94	
4 繰入金		5 小禄金城財産運用収入	0	221	221	0	0	△221	
			2,222,845,000	1,750,528,000	1,750,528,000	0	0	472,317,000	
		1 総務管理繰入金	1,330,000	1,330,000	1,330,000	0	0	0	
		2 点嘉比古島第一地区繰入金	2,217,116,000	1,744,799,000	1,744,799,000	0	0	472,317,000	
5 繰越金		3 基金繰入金	4,399,000	4,399,000	4,399,000	0	0	0	
			104,199,459	104,202,886	104,202,886	0	0	△3,427	
		1 総務管理繰越金	1,181,000	1,181,903	1,181,903	0	0	△903	
		2 点嘉比古島第一地区繰越金	18,797,000	18,797,268	18,797,268	0	0	△268	
6 繰越金		3 点嘉比古島第一地区繰越金	1,517,000	1,517,388	1,517,388	0	0	△388	
		4 小禄金城繰越金	2,000	2,466	2,466	0	0	△466	

歳 入 (単位:円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
	5 小林南繰越金	755,000	755,796	755,796	0	0	△796
	6 真嘉比古島第一繰越金	81,946,459	81,946,922	81,946,922	0	0	△463
	7 仲井真繰越金	1,000	1,143	1,143	0	0	△143
6 諸収入	1 総務管理雑入	6,000	138,347	129,947	0	8,400	△123,947
	2 真嘉比古島第二雑入	1,000	55,093	55,093	0	0	△54,093
	3 小禄金城延滞金、加算金及び過料	1,000	83,254	74,854	0	8,400	△73,854
	4 真嘉比古島第一地区延滞金、加算金及び過料	1,000	0	0	0	0	1,000
	5 壺川延滞金、加算金及び過料	1,000	0	0	0	0	1,000
	6 小禄南延滞金、加算金及び過料	1,000	0	0	0	0	1,000
7 保留地処分金	1 小禄南保留地処分金	191,647,000	191,686,000	191,686,000	0	0	△39,000
	2 真嘉比古島第二保留地処分金	19,511,000	19,511,000	19,511,000	0	0	0
8 清算徴収金	1 省宮地区清算徴収金	172,136,000	172,175,000	172,175,000	0	0	△39,000
	2 小禄金城清算徴収金	9,499,000	65,910,812	12,131,478	200,651	53,578,683	△2,632,478
9 分担金及び負担金	1 真嘉比古島第一負担金	1,000	0	0	0	0	1,000
	2 小禄金城清算徴収金	1,000	3,131,258	0	27,258	3,104,000	1,000
	3 真嘉比古島第一地区清算徴収金	2,819,000	49,301,875	3,605,890	0	45,695,985	△786,890
	4 壺川清算徴収金	4,990,000	10,652,446	6,728,910	173,393	3,750,143	△1,738,910
	5 小禄南清算徴収金	1,688,000	2,825,233	1,796,678	0	1,028,555	△108,678
10 県支出金	1 真嘉比古島第二負担金	188,078,400	188,078,400	188,078,400	0	0	0
	2 真嘉比古島第二負担金	2,285,000	2,173,000	2,173,000	0	0	112,000

(単位：円)

歳 入	款	項	予 算 現 額 調 定 額	収 入 済 額 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較	
						収 入 未 済 額	収 入 未 済 額
		1 県委託金	385,000	273,000	0	0	112,000
		2 県補助金	1,900,000	1,900,000	0	0	0
歳 入	合 計		3,390,862,919	2,975,024,447	200,651	297,483,543	713,522,666

歳 出	款	項	予 算	現 額 支 出	済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	(単位:円)	
								予 算 現 額 と 支 出	済 額 と の 比 較
1 上地区面整理総務費			2,368,000	2,175,278	2,175,278	0	192,722	192,722	192,722
		1 総務管理費	2,368,000	2,175,278	2,175,278	0	192,722	192,722	192,722
2 上地区面整理事業費			3,365,674,919	2,514,961,204		833,569,989	17,143,726	850,713,715	
		1 真嘉比古島第一地区上地区面整理費	8,094,000	100,000		0	7,994,000	7,994,000	7,994,000
		2 兼川上地区面整理費	544,000	522,900		0	21,100	21,100	21,100
		3 小緑金城上地区面整理費	1,000	0		0	1,000	1,000	1,000
		4 真嘉比古島第二地区面整理費	3,333,594,919	2,491,289,207		833,569,989	8,735,723	842,305,712	
3 清算費		5 小緑南上地区面整理費	23,441,000	23,049,097		0	391,903	391,903	391,903
			21,634,000	21,484,841		0	149,159	149,159	149,159
		1 富宮地区清算費	1,000	0		0	1,000	1,000	1,000
		2 小緑金城清算費	3,000	0		0	3,000	3,000	3,000
		3 真嘉比古島第一地区清算費	13,490,000	13,416,856		0	73,144	73,144	73,144
4 基金積立金		4 壺川清算費	5,787,000	5,748,552		0	38,448	38,448	38,448
		5 小緑南清算費	2,353,000	2,319,433		0	33,567	33,567	33,567
			1,006,000	1,006,000		0	0	0	0
		1 壺川基金積立金	730,000	730,000		0	0	0	0
		2 小緑南基金積立金	49,000	49,000		0	0	0	0
5 予備費		3 小緑金城基金積立金	2,000	2,000		0	0	0	0
		4 真嘉比古島第一地区基金積立金	34,000	34,000		0	0	0	0
		5 真嘉比古島第二基金積立金	191,000	191,000		0	0	0	0
			180,000	0		0	180,000	180,000	180,000
		1 予備費	180,000	0		0	180,000	180,000	180,000

歳 出		(単位：円)				
款	項	予 算 現 額	支 出	繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
歳 出 合 計		3,390,862,919	2,539,627,323	833,569,989	17,665,607	851,235,596

歳入歳出差引残額

137,712,930 円

平成 2 1 年 9 月 9 日提出

那覇市長 翁長 雄志

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

（ 土地区画整理事業特別会計 ）

区 分		金 額
1	予 算 現 額	3,390,862,919 円
2	歳 入 総 額	2,677,340,253
3	歳 出 総 額	2,539,627,323
4	歳 入 歳 出 差 引 額	137,712,930
5	翌年度へ繰り越すべき財源	
	(1)継続費通次繰越額	0
	(2)繰越明許費繰越額	117,356,529
	(3)事故繰越し繰越額	0
	計	117,356,529
6	各 会 計 別 内 訳	
	(1)残高(翌年度へ繰越)	20,356,401
	(2)不足額(翌年度から繰上充用)	0

那覇市告示第148号

平成22年1月15日

平成21年（2009年）12月那覇市議会定例会で認定された平成20年度
那覇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成20年度 那覇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入		款	項	予 算	現 額	調 定	額	取 入	不 納	予 算	現 額	と 入
				額	額	額	額	未 済 額	欠 損 額	額	額	比 較
												額 と の 比 較
1	国民健康保険税			8,986,208,000	9,906,318,577	6,714,465,101	2,271,742,899	472,212,914	2,750,947,989	2,271,742,899	2,271,742,899	
			1 国民健康保険税	8,986,208,000	9,906,318,577	6,714,465,101	2,271,742,899	472,212,914	2,750,947,989	2,271,742,899	2,271,742,899	
2	使用料及び手数料			9,700,000	9,020,562	9,020,562	679,438	0	0	679,438	679,438	
			1 手数料	9,700,000	9,020,562	9,020,562	679,438	0	0	679,438	679,438	
3	国庫支出金			13,378,875,000	13,128,214,510	13,128,214,510	250,660,490	0	0	250,660,490	250,660,490	
			1 国庫負担金	8,499,125,000	8,194,575,450	8,194,575,450	304,549,550	0	0	304,549,550	304,549,550	
			2 国庫補助金	4,879,750,000	4,933,639,060	4,933,639,060	△53,889,060	0	0	△53,889,060	△53,889,060	
4	療養給付費等交付金			1,520,374,000	1,464,758,940	1,464,758,940	55,815,060	0	0	55,815,060	55,815,060	
			1 療養給付費等交付金	1,520,374,000	1,464,758,940	1,464,758,940	55,815,060	0	0	55,815,060	55,815,060	
5	前期高齢者交付金			3,018,970,000	3,018,970,353	3,018,970,353	△353	0	0	△353	△353	
			1 前期高齢者交付金	3,018,970,000	3,018,970,353	3,018,970,353	△353	0	0	△353	△353	
6	県支出金			1,770,790,000	1,657,849,265	1,657,849,265	112,940,735	0	0	112,940,735	112,940,735	
			1 県補助金	1,542,128,000	1,419,144,000	1,419,144,000	122,984,000	0	0	122,984,000	122,984,000	
			2 県負担金	228,662,000	238,705,265	238,705,265	△10,043,265	0	0	△10,043,265	△10,043,265	
7	共同事業交付金			5,248,006,000	5,122,009,251	5,122,009,251	125,996,749	0	0	125,996,749	125,996,749	
			1 共同事業交付金	5,248,006,000	5,122,009,251	5,122,009,251	125,996,749	0	0	125,996,749	125,996,749	
8	財産収入			2,000	50,434	50,434	△48,434	0	0	△48,434	△48,434	
			1 財産運用収入	2,000	50,434	50,434	△48,434	0	0	△48,434	△48,434	
9	繰入金			3,758,989,000	3,597,472,293	3,597,472,293	161,516,707	0	0	161,516,707	161,516,707	
			1 他会計繰入金	3,758,988,000	3,597,472,293	3,597,472,293	161,515,707	0	0	161,515,707	161,515,707	
			2 基金繰入金	1,000	0	0	1,000	0	0	1,000	1,000	
10	繰越金			2,000	0	0	2,000	0	0	2,000	2,000	

(単位:円)

歳 入	款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
11 諸収入	1 繰越金		2,000	0	0	0	0	2,000
			39,371,000	61,195,829	61,195,829	0	0	△21,824,829
		1 延滞金加算金及び過料	2,312,000	3,666,814	3,666,814	0	0	△1,354,814
		2 預金利子	1,000	103,785	103,785	0	0	△102,785
	3 雑入		37,058,000	57,425,230	57,425,230	0	0	△20,367,230
歳 入	合 計		37,731,487,000	37,965,860,014	34,774,006,538 31,307,427	472,212,914	2,750,947,989	2,957,480,462

歳 出	款	項	予 算	現 額	支 出	額	不	用	額	予 算 現 額 と 支 出	(単位:円)
1	総務費		702,299,000		671,303,137	0	0	30,995,863	30,995,863	30,995,863	
	1	総務管理費	518,377,000		503,252,096	0	0	15,124,904	15,124,904	15,124,904	
	2	徴税費	109,606,000		99,075,924	0	0	10,530,076	10,530,076	10,530,076	
	3	運営協議会費	849,000		377,100	0	0	471,900	471,900	471,900	
	4	取納率向上特別対策事業費	41,395,000		37,890,687	0	0	3,504,313	3,504,313	3,504,313	
	5	医療費適正化特別対策事業費	32,072,000		30,707,330	0	0	1,364,670	1,364,670	1,364,670	
2	保険給付費		23,291,584,000		22,535,053,757	0	0	756,530,243	756,530,243	756,530,243	
	1	療養諸費	20,149,639,000		19,688,473,462	0	0	461,165,538	461,165,538	461,165,538	
	2	高額療養費	2,801,743,000		2,545,760,295	0	0	255,982,705	255,982,705	255,982,705	
	3	移送費	2,000		0	0	0	2,000	2,000	2,000	
	4	出産育児諸費	327,600,000		289,570,000	0	0	38,030,000	38,030,000	38,030,000	
	5	葬祭諸費	12,600,000		11,250,000	0	0	1,350,000	1,350,000	1,350,000	
3	後期高齢者支援金等		4,254,658,000		4,254,656,774	0	0	1,226	1,226	1,226	
	1	後期高齢者支援金等	4,254,658,000		4,254,656,774	0	0	1,226	1,226	1,226	
4	前期高齢者納付金等		5,730,000		5,728,911	0	0	1,089	1,089	1,089	
	1	前期高齢者納付金等	5,730,000		5,728,911	0	0	1,089	1,089	1,089	
5	老人保健拠出金		1,166,861,000		1,166,860,637	0	0	363	363	363	
	1	老人保健拠出金	1,166,861,000		1,166,860,637	0	0	363	363	363	
6	介護納付金		1,767,896,000		1,767,895,607	0	0	393	393	393	
	1	介護納付金	1,767,896,000		1,767,895,607	0	0	393	393	393	
7	共同事業拠出金		5,249,368,000		5,178,568,616	0	0	70,799,384	70,799,384	70,799,384	
	1	共同事業拠出金	5,249,368,000		5,178,568,616	0	0	70,799,384	70,799,384	70,799,384	

(単位:円)

歳 出	款	項	予 算	現 額	支 出	済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
8	保健事業費		237,480,000		190,052,911		0	47,427,089	47,427,089
		1 特定健康診査等事業費		190,856,000		145,963,563	0	44,892,437	44,892,437
		2 保健事業費		46,624,000		44,089,348	0	2,534,652	2,534,652
9	基金積立金			1,000		0	0	1,000	1,000
		1 基金積立金		1,000		0	0	1,000	1,000
10	諸支出金			39,367,000		30,650,148	0	8,716,852	8,716,852
		1 償還金及び還付加算金		39,366,000		30,650,148	0	8,715,852	8,715,852
		2 繰出金		1,000		0	0	1,000	1,000
11	繰上充用金			355,090,000		355,089,893	0	107	107
		1 繰上充用金		355,090,000		355,089,893	0	107	107
12	予備費			661,153,000		0	0	661,153,000	661,153,000
		1 予備費		661,153,000		0	0	661,153,000	661,153,000
歳 出	合 計		37,731,487,000		36,155,860,391		0	1,575,626,609	1,575,626,609

歳入歳出差引不足額 1,381,853,853 円

平成 21 年 9 月 9 日提出
那覇市長 翁長 雄志

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

（ 国民健康保険事業特別会計 ）

区 分		金 額
1	予 算 現 額	37,731,487,000 円
2	歳 入 総 額	34,774,006,538
3	歳 出 総 額	36,155,860,391
4	歳 入 歳 出 差 引 額	△1,381,853,853
5	翌年度へ繰り越すべき財源	
	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
6	各 会 計 別 内 訳	
	(1) 残高(翌年度へ繰越)	0
	(2) 不足額(翌年度から繰上充用)	1,381,853,853

那覇市告示第149号

平成22年1月15日

平成21年（2009年）12月那覇市議会定例会で認定された平成20年度
那覇市老人保健特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成20年度 那覇市老人保健特別会計歳入歳出決算書

歳 入		(単位：円)				
款	項	予 算 現 額 調 定 額	収 入 済 額 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額 収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較	
1	支払基金交付金	1,529,590,000	1,463,626,573	0	65,963,427	
	1 支払基金交付金	1,529,590,000	1,463,626,573	0	65,963,427	
2	国庫支出金	1,209,652,000	924,550,355	0	285,101,645	
	1 国庫負担金	1,209,652,000	924,550,355	0	285,101,645	
3	県支出金	256,853,000	217,409,461	0	39,443,539	
	1 県負担金	256,853,000	217,409,461	0	39,443,539	
4	繰入金	229,654,000	229,653,166	0	834	
	1 一般会計繰入金	229,654,000	229,653,166	0	834	
5	繰越金	1,000	0	0	1,000	
	1 繰越金	1,000	0	0	1,000	
6	諸収入	12,616,000	18,654,902	0	△5,924,206	
	1 延滞金及び加算金	2,000	0	0	2,000	
	2 預金利息	1,000	0	0	1,000	
	3 雑入	12,613,000	18,654,902	0	△5,927,206	
歳 入	合 計	3,238,366,000	2,853,894,457	0	384,586,239	

(単位：円)

歳 出	款	項	予 算	現 額	支 出	済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1	医療諸費		2,775,063,000		2,440,674,949		0	334,388,051	334,388,051
	1	医療諸費	2,775,063,000		2,440,674,949		0	334,388,051	334,388,051
2	諸支出金		60,717,000		60,707,179		0	9,821	9,821
	1	償還金	237,000		229,115		0	7,885	7,885
	2	繰出金	60,480,000		60,478,064		0	1,936	1,936
3	繰上充用金		402,586,000		402,585,975		0	25	25
	1	繰上充用金	402,586,000		402,585,975		0	25	25
歳 出 合 計			3,238,366,000		2,903,968,103		0	334,397,897	334,397,897

歳入歳出差引不足額

50,188,342 円

平成 21 年 9 月 9 日提出

那覇市長 翁長 雄志

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

（ 老人保健特別会計 ）

区 分		金 額
1	予 算 現 額	3,238,366,000 円
2	歳 入 総 額	2,853,779,761
3	歳 出 総 額	2,903,968,103
4	歳 入 歳 出 差 引 額	△50,188,342
5	翌年度へ繰り越すべき財源	(1)継続費通次繰越額 0
		(2)繰越明許費繰越額 0
		(3)事故繰越し繰越額 0
		計 0
6	各 会 計 別 内 訳	(1)残高(翌年度へ繰越) 0
		(2)不足額(翌年度から繰上充用) 50,188,342

那覇市告示第150号

平成22年1月15日

平成21年（2009年）12月那覇市議会定例会で認定された平成20年度
那覇市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成20年度 那覇市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入		(単位：円)					
款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1 国庫支出金		2,266,552,000	2,266,538,500	2,064,067,500	0	202,471,000	202,484,500
	1 国庫補助金	2,266,552,000	2,266,538,500	2,064,067,500	0	202,471,000	202,484,500
2 繰入金		220,550,000	220,550,000	220,550,000	0	0	0
	1 一般会計繰入金	220,550,000	220,550,000	220,550,000	0	0	0
3 繰越金		437,000	436,487	436,487	0	0	513
	1 繰越金	437,000	436,487	436,487	0	0	513
4 諸収入		121,000	9,263	9,263	0	0	111,737
	1 雑入	121,000	9,263	9,263	0	0	111,737
5 市債		979,600,000	899,800,000	899,800,000	0	0	79,800,000
	1 市債	979,600,000	899,800,000	899,800,000	0	0	79,800,000
歳 入 合 計		3,467,260,000	3,387,334,250	3,184,863,250	0	202,471,000	282,396,750

歳 出 (単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 都市再開発事業費		3,461,594,000	3,164,441,856	296,942,000	210,144	297,152,144
	1 都市再開発事業費	3,461,594,000	3,164,441,856	296,942,000	210,144	297,152,144
2 公債費		5,666,000	5,477,487	0	188,513	188,513
	1 公債費	5,666,000	5,477,487	0	188,513	188,513
歳 出	合 計	3,467,260,000	3,169,919,343	296,942,000	398,657	297,340,657

歳入歳出差引残額

14,943,907 円

平成 21 年 9 月 9 日提出

那覇市長 翁長 雄志

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

（ 市街地再開発事業特別会計 ）

区 分		金 額
1	予 算 現 額	3,467,260,000 円
2	歳 入 総 額	3,184,863,250
3	歳 出 総 額	3,169,919,343
4	歳 入 歳 出 差 引 額	14,943,907
5	翌年度へ繰り越すべき財源	(1)継続費通次繰越額 0
		(2)繰越明許費繰越額 14,671,000
		(3)事故繰越し繰越額 0
		計 14,671,000
6	各 会 計 別 内 訳	(1)残高(翌年度へ繰越) 272,907
		(2)不足額(翌年度から繰上充用) 0

那覇市告示第151号

平成22年1月15日

平成21年（2009年）12月那覇市議会定例会で認定された平成20年度
那覇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成20年度 那覇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入	款	項	予 算 現 額 調 定 額	収 入 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額 収 入 未 済 額	(単位:円)	
						予 算 現 額 と 収 入	済 済 額 と の 比 較
1	介護保険料		2,561,405,000	2,922,128,545	99,975,885	232,664,356	△36,004,559
				2,597,409,559			
				7,921,255			
				2,597,409,559			
				7,921,255			
2	使用料及び手数料		1,201,000	911,700	0	0	289,300
				911,700		0	289,300
3	国庫支出金		3,721,075,000	3,760,050,355	0	0	△38,975,355
				2,584,499,650		0	350
				1,175,550,705		0	△38,975,705
4	支払基金交付金		4,522,286,000	4,485,590,352	0	0	36,695,648
				4,485,590,352		0	36,695,648
5	県支出金		2,150,549,000	2,138,220,163	0	0	12,328,837
				2,063,436,437		0	13,094,563
				0		0	1,000
6	財産収入		74,017,000	74,783,726	0	0	△766,726
				3,340,899		0	△31,899
7	繰入金		3,309,000	3,340,899	0	0	△31,899
				2,694,182,000		0	3,000
				2,363,216,000		0	3,000
8	繰越金		330,966,000	330,966,000	0	0	0
				219,604,674		0	326
9	諸収入		219,605,000	219,604,674	0	0	326
				1,769,083		0	55,917
				181,000		0	△179,000

(単位:円)

歳 入	款	項	予 算 現 額 調 定 額	収 入 選 付 未 済 額	入 済 額 不 納 欠 損 額 収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
	2	雑入	1,823,000	1,588,083	0	234,917
10		市債	1,000	0	0	1,000
	1	市債	1,000	0	0	1,000
11		サービス収入	116,054,000	115,925,000	0	129,000
	1	予防給付費収入	116,054,000	115,925,000	0	129,000
歳 入 合 計			15,991,495,000	16,341,722,771	99,975,885	△25,508,785
				16,017,003,785	232,664,356	
				7,921,255		

(単位：円)							
歳 出	款	項	予 算	現 額 支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 総務費			560,016,000	532,336,633	0	27,679,367	27,679,367
	1	総務管理費	332,387,000	324,605,819	0	7,781,181	7,781,181
	2	徴収費	29,030,000	24,730,129	0	4,299,871	4,299,871
2 保険給付費	3	介護認定審査会費	198,599,000	183,000,685	0	15,598,315	15,598,315
			14,339,127,000	14,180,912,521	0	158,214,479	158,214,479
	1	介護サービス等諸費	13,164,303,000	13,011,669,757	0	152,633,243	152,633,243
	2	介護予防サービス等諸費	1,153,924,000	1,148,910,579	0	5,013,421	5,013,421
	3	その他諸費	20,900,000	20,332,185	0	567,815	567,815
3 財政安定化基金拠出金			1,000	0	0	1,000	1,000
	1	財政安定化基金拠出金	1,000	0	0	1,000	1,000
4 基金積立金			321,351,000	321,350,198	0	802	802
	1	基金積立金	321,351,000	321,350,198	0	802	802
5 地域支援事業費			541,184,000	521,208,798	0	19,975,202	19,975,202
	1	介護予防事業費	156,031,000	145,911,839	0	10,119,161	10,119,161
	2	包括的支援事業・任意事業費	385,153,000	375,296,959	0	9,856,041	9,856,041
6 諸支出金			66,399,000	65,068,866	0	1,330,134	1,330,134
	1	償還金及び還付加算金	15,809,000	14,479,345	0	1,329,655	1,329,655
7 公債費	2	繰出金	50,590,000	50,589,521	0	479	479
			163,417,000	163,416,833	0	167	167
	1	公債費	163,417,000	163,416,833	0	167	167
	歳 出 合 計		15,991,495,000	15,784,293,849	0	207,201,151	207,201,151

歳入歳出差引残額 232,709,936 円

平成 21年 9月 9日提出
那覇市長 翁長 雄志

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

（ 介護保険事業特別会計 ）

区 分		金 額
1	予 算 現 額	15,991,495,000 円
2	歳 入 総 額	16,017,003,785
3	歳 出 総 額	15,784,293,849
4	歳 入 歳 出 差 引 額	232,709,936
5	翌年度へ繰り越すべき財源	(1)継続費通次繰越額 0
		(2)繰越明許費繰越額 0
		(3)事故繰越し繰越額 0
		計 0
6	各 会 計 別 内 訳	(1)残高(翌年度へ繰越) 232,709,936
		(2)不足額(翌年度から繰上充用) 0

那覇市告示第152号

平成22年1月15日

平成21年（2009年）12月那覇市議会定例会で認定された平成20年度
那覇市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成20年度 那覇市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳 入		項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額 収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
		款					(単位:円)
1	後期高齢者医療保険料		1,672,001,000	1,668,490,838	1,587,548,402 6,229,551	0	84,452,598
		1 後期高齢者医療保険料	1,672,001,000	1,668,490,838	1,587,548,402 6,229,551	0	84,452,598
2	使用料及び手数料		800,000	410,094	410,094	0	389,906
		1 手数料	800,000	410,094	410,094	0	389,906
3	繰入金		468,579,000	467,644,230	467,644,230	0	934,770
		1 一般会計繰入金	468,579,000	467,644,230	467,644,230	0	934,770
4	繰越金		1,000	0	0	0	1,000
		1 繰越金	1,000	0	0	0	1,000
5	諸収入		240,000	2,013,736	2,013,736	0	△1,773,736
		1 延滞金、加算金及び過料	201,000	634,700	634,700	0	△433,700
		2 償還金及び還付加算金	2,000	0	0	0	2,000
		3 預金利子	1,000	0	0	0	1,000
		4 雑入	36,000	1,379,036	1,379,036	0	△1,343,036
6	国庫支出金		13,251,000	0	0	0	13,251,000
		1 国庫補助金	13,251,000	0	0	0	13,251,000
歳 入 合 計			2,154,872,000	2,138,558,898	2,057,616,462 6,229,551	0	97,255,538

(単位:円)

歳 出	款	項	予 算	現 額	支 出	済 額	翌 年 度 繰 越 額	不	用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 総務費			33,114,000		17,737,065		13,251,000		2,125,935	15,376,935
		1 総務管理費	7,680,000		7,387,973		0		292,027	292,027
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2 徴収費	25,434,000		10,349,092		13,251,000		1,833,908	15,084,908
		1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,121,706,000		2,016,409,556		0		105,296,444	105,296,444
3 諸支出金			2,121,706,000		2,016,409,556		0		105,296,444	105,296,444
			52,000		27,200		0		24,800	24,800
		1 償還金及び還付加算金	51,000		27,200		0		23,800	23,800
		2 繰出金	1,000		0		0		1,000	1,000
歳 出		合 計	2,154,872,000		2,034,173,821		13,251,000		107,447,179	120,698,179

歳入歳出差引残額

23,442,641 円

平成 21 年 9 月 9 日提出

那覇市長

翁長 雄志

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

（ 後期高齢者医療特別会計 ）

区 分		金 額
1	予 算 現 額	2,154,872,000 円
2	歳 入 総 額	2,057,616,462
3	歳 出 総 額	2,034,173,821
4	歳 入 歳 出 差 引 額	23,442,641
5	翌年度へ繰り越すべき財源	(1)継続費通次繰越額 0
		(2)繰越明許費繰越額 0
		(3)事故繰越し繰越額 0
		計 0
6	各 会 計 別 内 訳	(1)残高(翌年度へ繰越) 23,442,641
		(2)不足額(翌年度から繰上充用) 0

那覇市告示第 1 5 3 号

平成 2 2 年 1 月 1 5 日

平成 2 1 年（2 0 0 9 年）1 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 2 1 年度那覇市一般会計補正予算（第 4 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 2 1 年度那覇市一般会計補正予算（第 4 号）

平成 2 1 年度那覇市の一般会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 957, 919 千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 119, 360, 904 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 既定の地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地方特例交付金		383, 324	39, 565	422, 889
	1 地方特例交付金	219, 536	33, 862	253, 398
	3 特別交付金	163, 788	5, 703	169, 491
10 地方交付税		10, 775, 628	803, 857	11, 579, 485
	1 地方交付税	10, 775, 628	803, 857	11, 579, 485
13 使用料及び手数料		2, 716, 587	7, 207	2, 723, 794
	1 使用料	2, 109, 603	7, 207	2, 116, 810
14 国庫支出金		28, 640, 077	927, 988	29, 568, 065
	1 国庫負担金	16, 920, 773	760, 508	17, 681, 281

	2 国庫補助金	11,607,170	167,480	11,774,650
15 県支出金		6,615,052	383,835	6,998,887
	1 県負担金	4,706,550	87,114	4,793,664
	2 県補助金	1,399,679	296,721	1,696,400
16 財産収入		866,536	234,795	1,101,331
	2 財産売却収入	568,812	234,795	803,607
17 寄附金		22,038	500	22,538
	1 寄付金	22,038	500	22,538
18 繰入金		5,507,069	△576,703	4,930,366
	2 基金繰入金	5,389,237	△576,703	4,812,534
20 諸収入		3,728,186	△4,067	3,724,119
	2 市預金利子	2,353	1,631	3,984
	3 貸付金元利収入	2,546,592	△2,503	2,544,089
	4 受託事業収入	141,644	1,000	142,644
	5 雑入	951,302	△4,195	947,107
21 市債		11,459,200	140,942	11,600,142
	1 市債	11,459,200	140,942	11,600,142
歳 入 合 計		117,402,985	1,957,919	119,360,904

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		15,820,839	214,641	16,035,480
	1 総務管理費	13,421,116	211,641	13,632,757
	2 徴税費	1,160,603	3,000	1,163,603
3 民生費		44,797,681	1,205,270	46,002,951
	1 社会福祉費	15,280,407	359,295	15,639,702
	2 児童福祉費	14,751,814	37,187	14,789,001
	3 生活保護費	14,765,459	808,788	15,574,247
4 衛生費		8,357,171	408,750	8,765,921
	1 保健衛生費	3,671,136	479,310	4,150,446
	2 清掃費	4,686,035	△70,560	4,615,475
7 商工費		988,866	18,414	1,007,280

	1 商工費	988,866	18,414	1,007,280
8 土木費		16,286,240	△1,816	16,284,424
	4 港湾費	696,371	2,457	698,828
	5 都市計画費	7,902,691	△4,273	7,898,418
9 消防費		2,576,493	26,046	2,602,539
	1 消防費	2,576,493	26,046	2,602,539
10 教育費		14,934,897	89,117	15,024,014
	1 教育総務費	2,371,880	△7,500	2,364,380
	2 小学校費	2,976,074	△13,255	2,962,819
	3 中学校費	1,695,080	9,482	1,704,562
	4 幼稚園費	1,415,114	3,947	1,419,061
	5 社会教育費	1,743,926	55,505	1,799,431
	6 保健体育費	4,732,823	40,938	4,773,761
12 公債費		12,619,737	△2,503	12,617,234
	1 公債費	12,619,737	△2,503	12,617,234
歳 出 合 計		117,402,985	1,957,919	119,360,904

第2表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
人事給与システム労働基準法改正対応業務委託（人事課）	平成21年度から 平成22年度まで	2,100
那覇市ぶんかテンプス館管理運営委託料（商工農水課）	平成21年度から 平成24年度まで	139,595
（仮称）新都心第2小学校区児童クラブ舎建築事業（設計・監理）（子育て応援課）	平成21年度から 平成23年度まで	5,272
若狭公民館業務委託事業（生涯学習課）	平成21年度から 平成24年度まで	33,702
奥武山体育施設竣工関連事業（市民スポーツ課）	平成21年度から 平成22年度まで	3,000
学校給食搬送業務委託事業（小規模共同調理場）（学校給食センター）	平成21年度から 平成26年度まで	31,305

第3表 地方債補正
変 更

(単位：千円)

起債の 目 的	補正前				補正後			
	限度額	起債 の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債 の方法	利 率	償還 の方法
4 病院事業貸付金	290,000	普通貸借又は証券発行（登録公債）	年 8 % 以 内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	償還期間は、据置期間を含め 3 0 年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	378,300	補 正 前 に同じ		
7 都市公園整備事業	927,000				945,800			
9 教育施設整備事業	1,867,600				1,903,600			
10 臨時財政対策債	3,466,800				3,464,642			

那覇市告示第 1 5 4 号

平成 2 2 年 1 月 1 5 日

平成 2 1 年（2 0 0 9 年）1 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 2 1 年度那覇市一般会計補正予算（第 5 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 2 1 年度那覇市一般会計補正予算（第 5 号）

平成 2 1 年度那覇市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 39,998 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 119,400,902 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
15 県支出金		6,998,887	39,863	7,038,750
	2 県補助金	1,696,400	39,863	1,736,263
20 諸収入		3,724,119	135	3,724,254
	5 雑入	947,107	135	947,242
歳 入 合 計		119,360,904	39,998	119,400,902

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		16,035,480	13,330	16,048,810
	1 総務管理費	13,632,757	4,968	13,637,725
	2 徴税費	1,163,603	5,575	1,169,178
	3 戸籍住民基本台帳費	838,970	2,787	841,757
3 民生費		46,002,951	5,973	46,008,924
	1 社会福祉費	15,639,702	1,594	15,641,296
	3 生活保護費	15,574,247	4,379	15,578,626
7 商工費		1,007,280	1,195	1,008,475
	1 商工費	1,007,280	1,195	1,008,475
8 土木費		16,284,424	2,391	16,286,815
	2 道路橋りょう費	1,186,660	797	1,187,457
	5 都市計画費	7,898,418	1,594	7,900,012
9 消防費		2,602,539	6,397	2,608,936
	1 消防費	2,602,539	6,397	2,608,936
10 教育費		15,024,014	10,712	15,034,726
	1 教育総務費	2,364,380	5,038	2,369,418
	2 社会教育費	1,799,431	5,674	1,805,105
歳 出 合 計		119,360,904	39,998	119,400,902

那覇市告示第 1 5 5 号

平成 2 2 年 1 月 1 5 日

平成 2 1 年（2 0 0 9 年）1 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 2 1 年度那覇市病院事業債管理特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 2 1 年度那覇市病院事業債管理特別会計予算

平成 21 年度那覇市の病院事業債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,314 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 諸収入		1,314
	1 貸付金元利収入	1,314
歳 入 合 計		1,314

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公債費		1,314
	1 公債費	1,314
歳 出 合 計		1,314

那覇市告示第 1 5 6 号

平成 2 2 年 1 月 1 5 日

平成 2 1 年（2 0 0 9 年）1 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 2 1 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 2 1 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 2 1 年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 7, 132 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16, 020, 224 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		千円 2, 419, 278	千円 △7, 132	千円 2, 412, 146
	1 他会計繰入金	2, 419, 277	△7, 132	2, 412, 145
歳 入 合 計		16, 027, 356	△7, 132	16, 020, 224

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 506, 441	千円 △7, 132	千円 499, 309
	1 総務管理費	276, 410	△7, 132	269, 278
歳 出 合 計		16, 027, 356	△7, 132	16, 020, 224

那覇市告示第 1 5 7 号

平成 2 2 年 1 月 1 5 日

平成 2 1 年（2 0 0 9 年）1 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 2 1 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 2 1 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 2 1 年度那覇市の土地区画整理事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 16,237 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,236,575 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		千円 1,384,493	千円 △18,023	千円 1,366,470
	2 真嘉比古島第二繰入金	1,382,305	△18,023	1,364,282
10 県支出金		2,646	1,786	4,432
	2 県補助金	2,261	1,786	4,047
歳 入 合 計		2,252,812	△16,237	2,236,575

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 土地区画整理事業費		千円 2,241,660	千円 △16,237	千円 2,225,423
	4 真嘉比古島第二土地区画整理費	2,232,810	△16,237	2,216,573
歳 出 合 計		2,252,812	△16,237	2,236,575

公 告

那覇市公告第162号

平成21年12月28日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第4項の規定により公示する。

※ ただし、職権消除対象者名は省略する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公告第171号

平成22年1月15日

平成22年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札参加資格者追加登録申請受付について

平成22年度の那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札参加資格者追加登録審査にかかる申請受付を次のとおり行います。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札参加資格者要件

- (1) 営業実績が2年以上あること。
- (2) 法人市民税を完納していること。
- (3) 県内に本店があり、かつ、本店、支店及び営業所のいずれかを本市に有すること。
- (4) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (5) 賃金不払い等、社会的不正行為がないこと。
- (6) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (7) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (8) 清掃員又は警備員の制服制度があること。
- (9) 正規従業員数（清掃業務にあつては清掃員数、警備業務にあつては警備員数）が5名以上であること。
- (10) 清掃業務にあつては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条第2項に定める県知事登録業者であること。

- (11) 警備業務にあつては、警備業法第4条に定める公安委員会認定業者であること。
- (12) その他市長が必要と認める条件

2 受付期間

平成22年1月14日（木）～同年1月29日（金）
午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）

3 申請書類の配付期間

平成22年1月7日（木）～同年1月29日（金）
午前8時30分～午後5時15分（正午～午後1時を除く）

4 受付及び申請書類の配布方法

受付 那覇市総務部 管財課（電話862-9904）
配布方法 那覇市総務部 管財課（新都心銘苅庁舎2階）
那覇市のホームページ(<http://www.city.naha.okinawa.jp>)からもダウンロードできます。

那覇市公告第172号

平成22年1月15日

平成22年度那覇市役所仮庁舎等及び新都心銘苅庁舎の管理に関する各種業務委託指名競争入札参加資格者申請受付について

地方自治法施行令第167条の11第3項の規定に基づき、指名競争入札参加資格要件を公告します。また、次のとおり参加者の申請受付を行います。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 指名競争入札参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 各業務委託「表1」のとおり

2 申請書類の配布方法

平成22年1月18日（月）～平成22年2月15日（月）（土日を除く）
那覇市新都心銘苅庁舎2階 管財課（那覇市銘苅2-3-1）にて配布及び那覇市のホームページ(<http://www.city.naha.okinawa.jp>)からもダウンロードできます。

3 受付期間

平成22年2月1日（月）～平成22年2月15日（月）（土日を除く）
午前9時00分～午後5時00分（正午～午後1時を除く）

4 申請書類の提出及び問い合わせ先

那覇市総務部管財課 庁舎管理グループ（電話098-862-9904）

※「表1」中の委託番号1「那覇市役所本庁舎環境衛生管理業務委託」、委託番号2「真和志庁舎環境衛生管理業務委託」は申請の必要はありません。

表1 各業務委託の指名競争入札参加資格要件

委託番号	業務委託件名	指名競争入札参加資格要件
1	那覇市役所 仮庁舎環境 衛生管理業 務委託	(1) 那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札参加資格者名簿に登録されていること。 (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第2号又は第7号並びに第8号の登録があること。
2	真和志庁舎 環境衛生管 理業務委託	(1) 那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札参加資格者名簿に登録されていること。 (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第2号又は第7号並びに第8号の登録があること。
3	真和志庁舎 貯水槽・汚 水槽排水槽 清掃業務委 託	(1) 那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札参加資格者名簿に登録されていること。 (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第5号の登録があること。
4	那覇市役所 仮庁舎等 施設管理業 務委託	(1) 過去2年間に建物の電気及び冷房設備の運用管理業務の請負実績があること。 (2) 従業員に次の者がいること。 ・第1種電気工事士1人以上 ・第1種～第3種のいずれかの冷凍機械責任者免状を有する者1人以上 ・熟練された大工技能を有する者1人以上 (3) 次のいずれかに登録されていること。 ・那覇市「建設業者格付名簿」の業種「電気工事」 ・那覇市「建設業者格付名簿」の業種「管工事」 ・那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札参加資格者名簿 (4) 制服制度があること。
5	新都心銘苅 庁舎施設管 理業務委託	(1) 過去2年間に建物の電気及び冷房設備の運用管理業務の請負実績があること。 (2) 従業員に次の者がいること。 ・第1種電気工事士1人以上 ・第1種～第3種のいずれかの冷凍機械責任者免状を有する者1人以上

		(3) 次のいずれかに登録されていること。 ・那覇市「建設業者格付名簿」の業種「電気工事」 ・那覇市「建設業者格付名簿」の業種「管工事」 ・那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札参加資格者名簿 (4) 制服制度があること。
--	--	---

※表中の「過去2年間」とは平成20年1月1日から平成21年12月31日までのことです。

那覇市公告第173号

平成22年1月15日

u-0kinawa プラットフォーム構築業務委託業者選定に係る公募型企画提案募集の実施について

u-0kinawa プラットフォーム構築業務について公募型企画提案募集を実施するので次のとおり公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 応募条件

u-0kinawa プラットフォーム構築業務企画提案募集要項による。

2 提出書類

u-0kinawa プラットフォーム構築業務企画提案募集要項による。

3 募集に係る日程

- (1) 公告 平成22年1月15日(金)～
- (2) 応募確認受付締切 平成22年1月22日(金) 午後12時まで
- (3) 提案書等締切 平成22年1月29日(金) 午後12時まで

4 その他

本募集に係る募集要項、業務仕様書等については那覇市ホームページへ掲載

5 問合せ先

企画財務部情報政策課

〒900-8585 那覇市上之屋1丁目2番1号

TEL 098-862-0619

FAX 098-862-0619

議 会 告 示

那覇市議会告示第1号

平成22年1月12日

掲 示 済

条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項の規定に基づく条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条の2第1項の規定により告示する。

那覇市議会議長 金城 徹

- 1 日時 平成22年1月13日（水） 午前10時
- 2 場所 那覇市議会議場（那覇市役所仮庁舎C棟2階）
- 3 事件名 議案第1号 那覇市無防備平和の街づくり条例制定について
- 4 意見を述べる機会を与える請求代表者の数 2人以内
- 5 意見を述べる時間 1人当たり10分以内

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第30号

平成21年12月25日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の取消しについて

那覇市下水道条例第17条第1項の規定に基づき、次のとおり指定工事店を取消すので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松本 親

指定（登録）番号	第214号
指定工事店名	有限会社 光設備
営業所所在地	浦添市安波茶1丁目8番7号
代表者名	謝花 良光
取消し日	平成21年12月15日
取消し理由	事務所閉鎖

那覇市上下水道局告示第31号

平成21年12月25日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第11条の規定に基づき、次のとおり新規指定があったので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松 本 親

新規指定

指定（登録）番号 第425号

指定工事店名 前田設備

営業所所在地 浦添市安波茶1丁目4番11号

代表者名 前田 勲

有効期間 自 平成21年12月24日

至 平成26年 3月31日

那覇市上下水道局告示第32号

平成22年1月4日

掲 示 済

平成21年12月那覇市議会定例会で認定された平成20年度那覇市水道事業会計決算の要領は、次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平 成 2 0 年 度 那 覇 市 水 道 事 業 決 算 報 告 書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3 項の規定による支出額に係る 財源充当額	合 計			
第1款 水道事業収益	8,633,731,000	△ 65,733,000	0	8,567,998,000	8,484,160,159	△ 83,837,841	円
第1項 営業収益	8,483,388,000	△ 67,252,000	0	8,416,136,000	8,325,441,486	△ 90,694,514	(うち仮受消費税及び地方消費税 382,752,568)
第2項 営業外収益	110,345,000	△ 7,873,000	0	102,472,000	109,219,138	6,747,138	(" 2,497,923)
第3項 特別利益	39,998,000	9,392,000	0	49,390,000	49,499,535	109,535	(" 18,740)

支 出

区 分	予 算 額						決 算 額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	不用額	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額				
第1款 水道事業費用	8,128,084,000	△ 257,059,000	0	0	0	7,871,025,000	7,691,407,081	0	179,617,919	円
第1項 営業費用	7,756,057,000	△ 268,411,000	0	△ 12,224,000	0	7,475,422,000	7,325,637,796	0	149,784,204	(うち仮払消費税及び地方消費税 236,736,329)
第2項 営業外費用	337,262,000	11,352,000	0	12,224,000	0	360,838,000	353,336,876	0	7,501,124	(うち納付税額 98,927,000)
第3項 特別損失	14,765,000	0	0	0	0	14,765,000	12,432,409	0	2,332,591	(うち仮払消費税及び地方消費税 433,698)
第4項 予備費	20,000,000	0	0	0	0	20,000,000	0	0	20,000,000	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額					決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26条の規 定による繰越額に係る財源充 当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額	合 計		
第1款 資本的収入	374,769,000	260,000	375,029,000	0	0	375,029,000	1,488,497	円
第1項 補助金	340,000,000	0	340,000,000	0	0	340,000,000	0	
第2項 出資金	7,535,000	0	7,535,000	0	0	7,535,000	1,488,000	
第3項 固定資産 売却代金	15,001,000	260,000	15,261,000	0	0	15,261,000	897	(うち仮受消費税及び地方消費税 348,571)
第4項 その他資 本収入	1,000	0	1,000	0	0	1,000	△ 1,000	
第5項 他会計貸 付金償還 金	12,232,000	0	12,232,000	0	0	12,232,000	600	

支 出

区 分	予 算 額							翌年度繰越額			備 考			
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額	合 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額		合 計		
第1款 資本的支出	2,632,303,000	△ 137,535,000	0	0	2,494,768,000	0	0	2,494,768,000	2,465,112,755	17,200,000	0	17,200,000	円	円
第1項 建設改良費	1,298,897,000	△ 153,283,000	0	0	1,145,614,000	0	0	1,145,614,000	1,120,964,377	17,200,000	0	17,200,000	円	12,455,245
第2項 企業債償還金	1,326,000,000	0	0	0	1,326,000,000	0	0	1,326,000,000	1,325,994,950	0	0	0	円	7,449,623
第3項 投資	2,405,000	0	0	0	2,405,000	0	0	2,405,000	2,405,000	0	0	0	円	5,050
第4項 その他資本的支出	1,000	15,748,000	0	0	15,749,000	0	0	15,749,000	15,748,428	0	0	0	円	0
第5項 予備費	5,000,000	0	0	0	5,000,000	0	0	5,000,000	0	0	0	0	円	5,000,000

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 2,088,595,258円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収 支調整額 47,637,719円、減価償立金 691,475,726円及び過年度分損益勘定留保資金 1,349,481,813円
で補てんした。

平成20年度那覇市水道事業損益計算書

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位: 円)

1 営 業 収 益			
(1) 給 水 収 益	7,580,551,725		
(2) その他営業収益	<u>362,137,193</u>	7,942,688,918	
2 営 業 費 用			
(1) 配 水 費	4,400,844,745		
(2) 給 水 費	539,106,518		
(3) 漏 水 防 止 費	52,116,649		
(4) 業 務 費	341,728,625		
(5) 総 係 費	711,858,370		
(6) 減 価 償 却 費	1,008,539,209		
(7) 資 産 減 耗 費	<u>34,707,351</u>	<u>7,088,901,467</u>	
営 業 利 益			853,787,451
3 営 業 外 収 益			
(1) 受 取 利 息	23,303,504		
(2) 補 償 金	9,948,650		
(3) 土 地 物 件 収 益	60,182,043		
(4) 雑 収 益	<u>13,287,139</u>	106,721,336	
4 営 業 外 費 用			
(1) 支 払 利 息	<u>254,409,876</u>	<u>254,409,876</u>	<u>△ 147,688,540</u>
経 常 利 益			706,098,911
5 特 別 利 益			
(1) 固定資産売却益	49,105,838		
(2) 過年度損益修正益	<u>374,957</u>	49,480,795	
6 特 別 損 失			
(1) 固定資産売却損	3,321,697		
(2) 過年度損益修正損	<u>8,677,014</u>	<u>11,998,711</u>	
			<u>37,482,084</u>
当 年 度 純 利 益			743,580,995
前年度繰越利益剰余金			<u>0</u>
当年度未処分利益剰余金			<u><u>743,580,995</u></u>

平成20年度那覇市水道事業剰余金計算書

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位:円)

利 益 剰 余 金 の 部

I 減 債 積 立 金

1	前年度末残高	0	
2	前年度繰入額	691,475,726	
3	当年度処分額	<u>691,475,726</u>	
4	当年度末残高		<u>0</u>
	積立金合計		<u><u>0</u></u>

II 未処分利益剰余金

(1)	前年度未処分利益剰余金		691,475,726
(2)	前年度利益剰余金処分額		
1	減 債 積 立 金	<u>691,475,726</u>	<u>691,475,726</u>
	繰越利益剰余金年度末残高		0
(3)	当年度純利益		<u>743,580,995</u>
	当年度未処分利益剰余金		<u><u>743,580,995</u></u>

資 本 剰 余 金 の 部

I 受 贈 財 産 評 価 額

1	前 年 度 末 残 高	591,126,428	
2	前 年 度 処 分 額	0	
3	当 年 度 発 生 高	1,985,000	
4	当 年 度 処 分 額	<u>0</u>	
5	当 年 度 末 残 高		593,111,428

II 国 庫 (県) 補 助 金

1	前 年 度 末 残 高	14,080,259,526	
2	前 年 度 処 分 額	0	
3	当 年 度 発 生 高	324,251,572	
4	当 年 度 処 分 額	<u>0</u>	
5	当 年 度 末 残 高		14,404,511,098

III 寄 附 金

1	前 年 度 末 残 高	70,000,000	
2	前 年 度 処 分 額	0	
3	当 年 度 発 生 高	0	
4	当 年 度 処 分 額	<u>0</u>	
5	当 年 度 末 残 高		70,000,000

IV 工 事 負 担 金

1	前 年 度 末 残 高	1,804,535,921	
2	前 年 度 処 分 額	0	
3	当 年 度 発 生 高	0	
4	当 年 度 処 分 額	<u>0</u>	
5	当 年 度 末 残 高		1,804,535,921

V 補 償 金

1	前 年 度 末 残 高	166,663,131	
2	前 年 度 処 分 額	0	
3	当 年 度 発 生 高	0	
4	当 年 度 処 分 額	<u>0</u>	
5	当 年 度 末 残 高		<u>166,663,131</u>

翌年度繰越資本剰余金

17,038,821,578

(注) 国庫補助金返還金

15,748,428円

平成 2 0 年度那覇市水道事業剰余金処分計算書

(単位 : 円)

1	当年度未処分利益剰余金		743,580,995
2	利益剰余金処分額		
	(1) 減債積立金	<u>743,580,995</u>	<u>743,580,995</u>
3	翌年度繰越利益剰余金		<u><u>0</u></u>

平成20年度那覇市水道事業貸借対照表

(平成21年3月31日)

資 産 の 部		負 債 の 部	
(単位: 円)		(単位: 円)	
1 固 定 資 産		3 固 定 負 債	
(1) 有 形 固 定 資 産		(1) 引 当 金	
イ 土 地	1,074,742,013	イ 退職給与引当金	29,615,509
ロ 建 物	2,231,756,924	ロ 修繕引当金	782,696,683
ハ 構 築 物	417,592,625	(2) その他固定負債	812,312,192
ニ 減価償却累計額	34,846,431,163	固定負債合計	79,995,462
ヘ 機械及び装置	11,853,410,344		892,307,654
ホ 減価償却累計額	2,567,942,380		
ト 減価償却累計額	1,204,261,996	4 流 動 負 債	
チ 車両運搬具	28,919,272	(1) 未払金	955,417,559
リ 減価償却累計額	23,177,840	(2) 前受金	40,000
ハ 工具器具及び備品	430,467,044	(3) 預り金	112,855,066
ニ 減価償却累計額	242,522,635	流動負債合計	1,068,312,625
ト 建設仮勘定	65,213,049	負債合計	1,960,620,279
有形固定資産合計	27,504,506,405	資 本 の 部	
(2) 無 形 固 定 資 産		5 資 本 金	
イ 電 話 加 入 権	913,300	(1) 自己資本金	
無形固定資産合計		(2) 借入資本金	8,323,432,920
(3) 投 資		イ 企 業 債	
イ 長期貸付金	97,860,800	借入資本金合計	5,241,196,734
ロ その他投資	118,351,252	資本金合計	13,564,629,654
投資合計			
固定資産合計	27,721,631,757	6 剰 余 金	
		(1) 資本剰余金	
2 流 動 資 産		イ 受贈財産評価額	593,111,428
(1) 現 金 預 金	4,015,664,273	ロ 国庫(県)補助金	14,404,511,098
(2) 未 収 金 品	1,506,084,876	ハ 寄 附 金	70,000,000
(3) 貯 蔵 品	58,190,000	ニ 工 事 負 担 金	1,804,535,921
(4) 前 払 金	6,081,600	ホ 補 償 金	166,663,131
流動資産合計	5,586,020,749	資本剰余金合計	17,038,821,578
資産合計	33,307,652,506	(2) 利 益 剰 余 金	
		イ 減 価 積 立 金	0
		ロ 当年度未処分利益剰余金	743,580,995
		利益剰余金合計	743,580,995
		剰 余 金 合 計	17,782,402,573
		資 本 合 計	31,347,032,227
		負債資本合計	33,307,652,506
		(注) 退職給与引当金取崩額	22,668,165円
		(注) 修繕引当金計上額	82,731,170円
		(注) 国庫補助金返還金	15,748,428円

平成 20 年度那覇市水道事業会計決算審査意見

第 6 むすび

業務状況は、給水人口 31 万 3,529 人、給水戸数 14 万 7,511 戸で前年度に比べ 1,341 人（0.4%）、641 戸（0.4%）それぞれ増加している。また、年間総配水量は 3,872 万 1,548 m³で、前年度に比べ 58 万 4,814 m³（1.5%）減少している。これは、市民の節水意識の向上や節水機器の普及等によるものではないかと推測される。

損益収支については、総事業収益が 80 億 9,889 万 1,049 円で前年度に比べ 2 億 5,040 万 9,594 円（3.0%）減少している。これは営業外収益のなかの土地物件収益、雑収益以外の収益が減少したことによるものである。

総事業費用は、73 億 5,531 万 54 円で前年度に比べ 3 億 251 万 4,863 円（4.0%）減少している。これは減価償却費、総係費等が増加したものの、配水費、給水費及び支払利息等が減少したことによるものである。この結果、当年度純利益は、7 億 4,358 万 995 円で前年度に比べ 5,210 万 5,269 円（7.5%）の増加となっている。

水道料金未収金の収納向上について常に努力されているが、未収額は 13 億 5,694 万 6,681 円（内訳：現年度分 13 億 2,004 万 1,169 円、過年度分 3,690 万 5,512 円）で、前年度より 3,405 万 3,926 円減少したとはいえ多額である。

財務比率について前年度と比較してみると、流動比率や当座比率（＝酸性試験比率）が減少しているが、十分な高率を維持しており企業としての支払能力は高く保たれている。

労働生産性の推移を見ると、職員一人当たりの給水人口、有収水量、営業収益からみると、経営の効率化が結果として数値に表れているものと思われる。

以上のことから経営健全のために経営努力を続けていることが伺えるが、今後とも、経営の根幹である水道料金の徴収に万全を期すとともに経営の合理化と運営の効率化に努めるとともに、市民サービスの向上と公共の福祉を増進するよう望むものである。

那覇市上下水道局告示第 33 号

平成 22 年 1 月 4 日

掲 示 済

平成 21 年 12 月那覇市議会定例会で議決された平成 20 年度那覇市下水道事業会計決算の要領は、次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平 成 2 0 年 度 那 覇 市 下 水 道 事 業 決 算 報 告 書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 下水道事業収益	3,935,572,000	△ 6,551,000	0	3,929,021,000	3,894,442,255	△ 34,578,745	円
第1項 営業収益	3,522,295,000	△ 76,768,000	0	3,445,527,000	3,422,637,350	△ 22,889,650	うち仮受消費税及び地方消費税 162,960,262)
第2項 営業外収益	413,276,000	69,517,000	0	482,793,000	470,449,020	△ 12,343,980	〃 1,798,488)
第3項 特別利益	1,000	700,000	0	701,000	1,355,885	654,885	〃 64,557)

支 出

区 分	予 算 額						決 算 額	地方公 営企業 法第26 条第2 項の規 定によ る繰越 額	不用額	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額				
第1款 下水道事業費用	3,824,041,000	13,002,000	0	0	0	0	3,792,617,763	0	44,425,237	円
第1項 営業費用	3,137,015,000	2,449,000	0	0	0	0	3,104,608,277	0	34,855,723	うち仮払消費税及び地方消費税 91,442,731)
第2項 営業外費用	661,663,000	△ 25,975,000	0	0	0	0	633,381,720	0	2,306,280	うち納付税額 456,541,300
第3項 特別損失	5,363,000	36,528,000	18,011,000	0	0	0	54,627,766	0	5,274,234	うち仮払消費税及び地方消費税 1,048,385)
第4項 予備費	20,000,000	0	△ 18,011,000	0	0	0	1,989,000	0	1,989,000	〃

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額					決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26条の 規定による繰越額に係る財 源充当額	繰越費通 次繰越額 に係る財 源充当額	合 計		
第1款 資本的収入	1,801,279,000	△ 9,058,000	1,792,221,000	504,090,000	0	2,296,311,000	△ 255,277,081	円
第1項 企業債	876,800,000	73,600,000	950,400,000	227,100,000	0	1,177,500,000	△ 139,000,000	
第2項 補助金	609,000,000	0	609,000,000	276,990,000	0	885,990,000	767,946,405	翌年度繰越財源充当額
第3項 出資金	312,479,000	△ 82,658,000	229,821,000	0	0	229,821,000	404,214	"
第4項 その他 資本収入	3,000,000	0	3,000,000	0	0	3,000,000	1,362,300	

支 出

区 分	予 算 額					決 算 額	翌年度繰越額		不 用 額	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	流用増 減額	小 計	地方公営企 業法第26条 の規定による 繰越額	地方公営企 業法第26条 の規定による 繰越額	繰越 費通 次繰 越額	合 計	
第1款 資本的支出	2,466,840,000	△ 2,920,000	0	0	2,463,920,000	630,567,500	331,388,530	0	46,311,107	円
第1項 建設改良費	1,328,244,000	△ 10,642,000	0	0	1,317,602,000	630,567,500	331,388,530	0	39,013,230	(うち仮払消費税及び 地方消費税 65,904,713)
第2項 企業債償還金	1,112,217,000	7,721,000	0	0	1,119,938,000	0	0	0	1,477	
第3項 他会計借入金 償還金	12,232,000	1,000	0	0	12,233,000	0	0	0	400	
第4項 投 資	9,147,000	0	0	0	9,147,000	0	0	0	2,296,000	
第5項 予備費	5,000,000	0	0	0	5,000,000	0	0	0	5,000,000	

資本的収入額(翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額79,519,935円を除く)が資本的支出額に不足する 額 755,273,879円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 27,562,945円、繰越工事資金 126,477,500円、減価償却立金9,000,000円及び過年度分損益勘定留保資金592,233,434円で補てんした。

平成20年度那覇市下水道事業損益計算書

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位:円)

1 営業収益			
(1) 下水道使用料	3,259,208,788		
(2) その他営業収益	<u>468,300</u>	3,259,677,088	
2 営業費用			
(1) 管渠費	300,206,039		
(2) ポンプ場費	28,311,307		
(3) 排水設備費	82,925,764		
(4) 業務費	1,752,424,132		
(5) 総係費	220,934,016		
(6) 減価償却費	625,884,479		
(7) 資産減耗費	<u>2,479,809</u>	<u>3,013,165,546</u>	
営業利益			246,511,542
3 営業外収益			
(1) 受取利息	1,344,279		
(2) 他会計補助金	417,560,424		
(3) 補償金	12,285,000		
(4) 雑収益	<u>37,460,973</u>	468,650,676	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	587,740,420		
(2) 雑支出	<u>872,198</u>	<u>588,612,618</u>	<u>△ 119,961,942</u>
経常利益			126,549,600
5 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	<u>1,291,328</u>	1,291,328	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	11,447,856		
(2) その他特別損失	<u>42,131,525</u>	<u>53,579,381</u>	<u>△ 52,288,053</u>
当年度純利益			74,261,547
前年度繰越利益剰余金			<u>166,890,611</u>
当年度末処分利益剰余金			<u><u>241,152,158</u></u>

平成20年度那覇市下水道事業剰余金計算書

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位: 円)

利 益 剰 余 金 の 部

I 減 債 積 立 金

1	前 年 度 末 残 高	0	
2	前 年 度 繰 入 額	9,000,000	
3	当 年 度 処 分 額	<u>9,000,000</u>	
4	当 年 度 末 残 高		<u>0</u>
	積 立 金 合 計		<u><u>0</u></u>

II 未処分利益剰余金

(1)	前年度未処分利益剰余金		175,890,611
(2)	前年度利益剰余金処分額		
1	減 債 積 立 金	<u>9,000,000</u>	<u>9,000,000</u>
	繰越利益剰余金年度末残高		166,890,611
(3)	当 年 度 純 利 益		<u>74,261,547</u>
	当年度未処分利益剰余金		<u><u>241,152,158</u></u>

資 本 剰 余 金 の 部

I 受 贈 財 産 評 価 額

1	前 年 度 末 残 高	248,708,771	
2	前 年 度 処 分 額	0	
3	当 年 度 発 生 高	5,114,281	
4	当 年 度 処 分 額	<u>0</u>	
5	当 年 度 末 残 高		253,823,052

II 国 庫 (県) 補 助 金

1	前 年 度 末 残 高	21,042,156,235	
2	前 年 度 処 分 額	0	
3	当 年 度 発 生 高	366,002,183	
4	当 年 度 処 分 額	<u>4,043,238</u>	
5	当 年 度 末 残 高		<u>21,404,115,180</u>

翌年度繰越資本剰余金

21,657,938,232

平成20年度那霸市下水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

1	当年度未処分利益剰余金		241,152,158
2	利益剰余金処分額		
	(1) 減債積立金	<u>170,603,689</u>	<u>170,603,689</u>
3	翌年度繰越利益剰余金		<u><u>70,548,469</u></u>

平成20年度那覇市下水道事業貸借対照表

(平成21年3月31日)

資 産 の 部		負 債 の 部	
(単位:円)			
1 固 定 資 産		3 固 定 負 債	
(1) 有形固定資産		(1) 引 当 金	
イ 土 地	310,943,638	イ 退職給与引当金	145,059,142
ロ 建 物	90,623,671	ロ 修繕引当金	205,357,195
ハ 構 築 物	5,952,632	固定負債合計	350,416,337
ニ 減価償却累計額	35,838,462,010		
三 減価償却累計額	1,561,006,097	4 流 動 負 債	
一 機械及び装置	419,730,674	(1) 未 払 金	770,849,787
二 減価償却累計額	46,827,804	(2) 預 り 金	14,935,170
ホ 車両運搬具	2,978,794	流動負債合計	785,784,957
ヘ 減価償却累計額	1,056,132	負債合計	1,136,201,294
一 工具器具及び備品	24,812,487		
二 減価償却累計額	13,690,871	5 資 本 の 部	
ト 建設仮勘定	546,603,461	(1) 自 己 資 本 金	
有形固定資産合計	35,605,621,199	(2) 借 入 資 本 金	5,855,968,573
(2) 無形固定資産		イ 企 業 債	
イ 施設利用権	4,909,869,721	ロ 他会計借入金	13,704,647,215
無形固定資産合計		借入資本金合計	97,860,800
(3) 投 資		資本金合計	13,802,508,015
イ 長期貸付金	8,503,744		
ロ その他投資	4,147,000	6 剰 余 金	
投資合計	12,650,744	(1) 資 本 剰 余 金	
固定資産合計	40,528,141,664	イ 受贈財産評価額	253,823,052
		ロ 国庫(県)補助金	21,404,115,180
2 流 動 資 産		資本剰余金合計	21,657,938,232
(1) 現 金 預 金	1,284,918,129	(2) 利 益 剰 余 金	
(2) 未 収 金	761,275,473	イ 減 価 積 立 金	0
(3) 前 払 金	119,433,006	ロ 当年度未処分利益剰余金	241,152,158
流動資産合計	2,165,626,608	利益剰余金合計	241,152,158
資産合計	42,693,768,272	剰余金合計	21,899,090,390
		資本合計	41,557,566,978
		負債資本合計	42,693,768,272

(注) 退職給与引当金計上額 35,630,566円
(注) 修繕引当金計上額 92,954,058円
(注) 国庫補助金取崩額 4,043,238円

平成 20 年度那覇市下水道事業会計決算審査意見

第 6 むすび

業務量については、使用戸数 13 万 3,835 戸、年間総排水量は 3,452 万 1,879 m³及び年間総有収水量は 3,452 万 1,836 m³で、有収率は 99.99%となっている。

経営成績をみると当年度純利益が 7,426 万 1,547 円で黒字基調を堅持しているが、昨年度と比べると 1 億 162 万 9,064 円減少している。これは主に昨年度と比べ営業収益が 4,802 万 4,438 円減少し営業費用が 5,717 万 849 円増加したこと、営業外費用が 1 億 1,350 万 2,469 円減少したが営業外収益で 6,107 万 3,417 円減少したこと、特別損失で 4,985 万 4,444 円の増加があったことが要因である。

財務分析の結果から収益性の面をみると、損益に関する指標である総資本利益率、総収益対総費用比率、営業収益対営業費用比率のいずれも平成 18 年度から 20 年度までの前年度比がマイナスであり、黒字ではあるが収益性がだんだんと低下していることが懸念されるところである。

一方、企業の安定性の面をみると自己資本構成比率、固定負債構成比率、流動性比率のいずれも平成 18 年度から 20 年度まで企業の健全性及び企業の支払能力の向上を示す数値となっている。

労働生産性の推移をみると、昨年度に比べ職員一人当たりの有収水量及び営業収益ともに低下している。

以上のことから、企業の黒字基調や財務体質の安定性は増しているものの将来に向けて収益性を低下させる要因も見受けられることから、健全経営を維持するため経費の節減や経営改善に努力され、公共の福祉の増進と市民サービスの向上に努めるよう望むものである。

また、今年度において下水道の共用栓過誤納金により多額の特別損失を発生させたことは、職員の日常業務に対する細心の注意点検が必要であることも促したい。

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第 18 号

平成 21 年 12 月 22 日

公 布 済

那覇市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会

委員長 西 原 篤 一

那覇市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市体育施設条例施行規則(平成17年那覇市教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(利用料金の<u>免除</u>) 第3条 条例第10条第2項に規定する場合において、指定管理者が利用料金の全部又は一部を免除することができる額は、次に掲げるとおりとする。 (1) <u>本市が単独で主催する行事に利用する場合</u> 全額 (2) <u>本市が共催する行事に利用する場合</u> 利用料金の2分の1の額 (3) <u>その他指定管理者が特別の理由があると認める場合</u> 指定管理者が必要と認める額	(利用料金の<u>減免</u>) <u>第3条 条例第10条第1項に規定する場合において、指定管理者が利用料金の一部を免除することができる額は、利用料金の2分の1の額とする。</u> 2 条例第10条第2項に規定する場合において、指定管理者が利用料金の全部又は一部を免除することができる額は、次に掲げるとおりとする。 (1) <u>条例第10条第2項第1号に規定する本市が主催する行事に予約利用する場合</u> 全額 (2) <u>条例第10条第2項第1号に規定する本市が共催する行事に予約利用する場合</u> 利用料金の2分の1の額 (3) <u>条例第10条第2項第2号の規定に該当する場合</u> 全額 (4) <u>条例第10条第2項第3号の規定に該当する場合</u> 指定管理者が必要と認める額
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

- この規則は、平成22年1月1日から施行する。
- 利用料金の減免申請に関する手続その他この規則の施行に必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

那覇市教育委員会規則第19号

平成21年12月22日

公 布 済

那覇市立学校体育施設の開放に関する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会

委員長 西 原 篤 一

那覇市立学校体育施設の開放に関する規則

那覇市立学校体育施設の開放に関する規則(昭和59年那覇市教育委員会規則第4号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、市民の体育・スポーツの振興を図るため、那覇市立小学校及び中学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で市民の利用に供すること(以下「学校体育施設の開放」という。)及び那覇市立学校体育施設使用料条例(平成21年那覇市条例第25号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開放の事務及び管理責任)

第2条 学校体育施設の開放を実施する学校(以下「開放校」という。)は、教育長が指定するものとする。

- 2 学校体育施設の開放に関する事務は、教育長が管理するものとする。
- 3 学校体育施設の開放に関し、開放校の校長は、責任を負わないものとする。

(開放施設)

第3条 学校体育施設の開放に供する施設(以下「開放施設」という。)は、条例別表の体育館、武道場及び運動場の部に掲げるとおりとする。

(開放の日時等)

第4条 学校体育施設の開放の日時は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、開放校において特別の事情がある場合は、教育長が開放の日時を別に定め、又は学校体育施設の開放を中止することができる。

(管理指導員)

第5条 開放校に、学校体育施設開放管理指導員(以下「管理指導員」という。)を置く。

- 2 管理指導員は、校長の推薦に基づき教育長が委嘱する。
- 3 管理指導員は、教育長の命を受け、学校体育施設の開放に係る施設及び設備の管理、利用者の安全確保及び指導並びにその他教育長から指示された事務に当たるものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、教育長は、開放校の地域活動の推進を目的とする総

合型地域スポーツクラブの代表者に、前項に規定する業務を行わせることができる。

（運営委員会）

第6条 学校体育施設の開放の効果的な運営を図るため、開放校ごとに学校体育施設開放運営委員会を置く。

2 運営委員会は、教育長の指導に基づき、学校体育施設の開放の運営に当たる。

（利用者の範囲等）

第7条 開放施設を利用できるものは、次の要件を満たし、あらかじめ教育委員会に登録した団体（以下「登録団体」という。）とする。

（1） 市内に在住、在勤又は在学する者で構成され、その構成員が10人以上で、かつ、満20歳以上の者を代表者としている団体

（2） 前号以外の団体で教育長が特に必要と認める団体

2 前項の規定にかかわらず、教育長が特に必要と認める開放施設については、市内に在住、在勤又は在学する個人（満20歳以上の者に限る。）で利用できるものとする。

3 前項の規定に基づき、個人が開放施設を利用する場合の手続きについては、教育長が別に定めるところによる。

（利用の手続）

第8条 前条第1項の登録団体が、開放施設を利用しようとする場合は、那覇市立学校体育施設利用許可申請書（以下「許可申請書」という。）により申請しなければならない。

2 前項の申請は、定期利用登録団体（体育館又は武道場を定期的に利用する登録団体をいう。）にあつては、開放校の運営委員会において管理指導員を経由して、定期利用登録団体以外の登録団体にあつては、利用日の5日前までに直接教育長に提出しなければならない。この場合において、定期利用登録団体の申請がこれにより難しい場合にあつては、定期利用登録団以外の登録団体の申請の例によるものとする。

3 教育長は、第1項の許可申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その利用を許可するときは、那覇市立学校体育施設利用許可書を登録団体に交付するものとする。

（使用料の減免）

第9条 条例第3条の規定により使用料を減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、免除する額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

- （1）本市又は特定非営利活動法人那覇市体育協会が主催する行事のために利用する場合 全額
- （2）本市又は特定非営利活動法人那覇市体育協会が共催する行事のために利用する場合 使用料の2分の1の額
- （3）条例第3条第2号から第4号までの規定に該当する場合 使用料の2分の1の額
- （4）条例第3条第5号の規定に該当する場合 全額又は使用料の2分の1の額

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、学校体育施設使用料減免申請書を教育長へ提出し、その承認を受けなければならない。

（使用料の還付）

第10条 条例第4条ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、還付する額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

- （1）天災その他不可抗力により利用できなくなった場合 利用できない期間に係る額
- （2）利用日の1週間前までに利用許可の取消を教育長に提出した場合 利用できない期間に係る額
- （3）その他教育長が必要と認める場合 教育長が必要と認める額

2 前項の規定により、使用料の還付を受けようとする者は、学校体育施設使用料還付申請書を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

（利用の制限）

第11条 開放施設の管理上必要があると認められるときは、利用の許可について条件を付することができる。

（許可の取消し等）

第12条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、開放施設の利用の許可を取り消し、又は許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 開放施設を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 善良な注意義務を行わないおそれがあるとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか開放施設の管理上支障があると認められるとき。

（指示事項の遵守）

第13条 利用の許可を受けたものが開放施設を利用する場合には、管理指導員の指示に従わなければならない。

（委任）

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

- 1 この規則は、平成22年1月1日から施行する。
- 2 利用許可に関する手続その他この規則の施行に必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

別表（第4条関係）

開放施設	開放日時		開放しない日
体育館	土曜日、日曜日及び休日	午前8時から午後9時30分まで	(1) 12月29日から翌年の1月3日まで (2) 開放校ごとに週1回教育長が指定する曜日
	平日	午後5時30分から午後9時30分まで	
武道場	午後7時から午後9時30分まで		
運動場	午後7時30分から午後9時30分まで		

備考 この表で「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に定める休日(ただし、同法第2条の元日を除く。)をいう。

那覇市教育委員会規則第20号

平成21年12月22日

公 布 済

那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会

委員長 西 原 篤 一

那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則(平成19年那覇市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(委任) 第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 (1)～(17) [略] (専決) 第5条 教育長又は教育長が指定する職員は、第2条に規定するもののうち、次に掲げる事項を専決することができる。 (1)～(4) [略] 2 教育長は、前項の規定により次に掲げる事項を専決したときは、これを次の会議に報告しなければならない。 (1)～(2) [略]	(委任) 第2条 [略] (1)～(17) [略] (18) <u>那覇市情報公開条例(昭和63年那覇市条例第1号)に基づく公文書の公開の決定等に関すること。</u> (19) <u>那覇市個人情報保護条例(平成3年那覇市条例第21号)に基づく個人情報の開示、訂正、削除及び中止の請求に対する決定等に関すること。</u> (専決) 第5条 [略] (1)～(4) [略] (5) <u>第2条第18号及び第19号に関すること。</u> 2 [略] (1)～(2) [略] (3) <u>前項第5号に規定するもののうち、那覇市情報公開条例第11条第2項及び那覇市個人情報保護条例第20条第2項の規定に基づき那覇市情報公開・個人情報保護審査会の答申を受け、不服申立てに対する決定を行ったもの。</u>
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則
この規則は、公布の日から施行する。

農業委員会告示

那覇市農業委員会告示第10号
平成21年12月15日
掲 示 済

農地法第3条第2項第5号で定める別段の面積の基準について

農地法（昭和27年7月15日法律第229号）第3条第2項第5号で定める
別段の面積の基準を次のとおり定める。

那覇市農業委員会
会長 比 嘉 晋

- | | | |
|---|-------|------|
| 1 | 別段の面積 | 10a |
| 2 | 適用区域 | 那覇市内 |